

「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について

《調査の対象》 ○都内の公立小学校 1,274校
 ○都内の公立中学校 622(1)校
 ○都内の公立高等学校 192校
 ○都内の公立特別支援学校 63校

※都内の公立小学校には、義務教育学校の前期課程を含む。
 ※都内の公立中学校には、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程を含む。
 なお、()内の数値は、分校で内数である。
 ※都内の公立高等学校には、都立中等教育学校・千代田区立九段中等教育学校の後期課程を含む。

〈目次〉

第Ⅰ章 小学校・中学校・高等学校における暴力行為の状況

1 調査について 2

2 調査結果の概要 2

3 東京都教育委員会の取組 2

4 今後の対応 2

5 資料

(1) 暴力行為の発生状況 3

(2) 対教師暴力の発生状況 3

(3) 生徒間暴力の発生状況 3

(4) 対人暴力の発生状況 3

(5) 器物損壊の発生状況 4

(6) 暴力行為の学年別加害児童・生徒数 4

(7) 暴力行為の発生学校数・発生件数の推移 5

第Ⅱ章 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校におけるいじめの状況

1 調査について 6

2 調査結果の概要 6

3 東京都教育委員会の取組 6

4 今後の対応 6

5 資料

(1) いじめの認知状況 7

(2) いじめの認知件数の学年別内訳 8

(3) いじめの発見のきっかけ 8

(4) いじめられた児童・生徒の相談状況 9

(5) いじめの態様 9

(6) いじめる児童・生徒への特別な対応 10

(7) いじめられた児童・生徒への特別な対応 10

(8) 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組 11

(9) いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童・生徒に対し行った具体的な方法 12

(10) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」について 13

第Ⅲ章 小学校・中学校における長期欠席の状況

1 調査について 14

2 調査結果の概要 14

3 東京都教育委員会の取組 14

4 今後の対応 14

5 資料

(1) 長期欠席者数の推移 15

(2) 理由別長期欠席者数の推移 15

(3) 不登校の発生状況 16

(4) 不登校児童・生徒数の推移 16

(5) 不登校児童・生徒の欠席期間別内訳 16

(6) 不登校児童・生徒の学年別内訳 16

(7) 不登校児童・生徒への指導結果の状況 16

(8) 不登校の要因 17

(9) 相談・指導等を受けた学校内外の機関等 18

【参考】不登校児童・生徒数の推移、不登校出現率、学校復帰率 19

第Ⅳ章 高等学校における長期欠席の状況

1 調査について 20

2 調査結果の概要 20

3 東京都教育委員会の対応 20

4 資料

(1) 長期欠席者数の推移 21

(2) 長期欠席理由別の推移 21

(3) 学年別長期欠席理由 22

(4) 不登校生徒数の推移 23

(5) 不登校の要因 24

第Ⅴ章 高等学校における中途退学者数等の状況

1 調査について 25

2 調査結果の概要 25

3 東京都教育委員会の対応 25

4 資料

(1) 都立高等学校中途退学者の状況・推移 26

(2) 都立高等学校中途退学者の理由別・学年別・年度別内訳 27

(3) 都立高等学校中途退学者数・退学率の推移 28

(4) 都立高等学校原級留置者の状況・推移 29

第Ⅵ章 小学校・中学校・高等学校における自殺の状況

1 資料

(1) 自殺に係る調査を実施した件数 30

第Ⅶ章 出席停止の措置の状況

1 資料

(1) 出席停止の措置が採られた小中学校数 30

第 章 小学校・中学校・高等学校における暴力行為の状況

1 調査について

「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力(目に見える物理的な力)を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」(教師に限らず、用務員等の学校職員も含む。)、「生徒間暴力」(何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る。)、「対人暴力」(対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く。)、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態に分ける。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外とする。

なお、本調査においては、当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、当該暴力行為の内容及び程度等が次の例に掲げているような行為と同等か又はこれらを上回るようなものを全て調査対象とする。

「対教師暴力」の例：指導されたことに激高して教師の足を蹴った。
教師の胸ぐらをつかんだ。

「生徒間暴力」の例：同じ学校の生徒同士がけんかとなり、双方が相手を殴った。
双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、けがには至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした。

「対人暴力」の例：学校行事に来賓として招かれた地域住民に足蹴りをした。偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり蹴ったりした。

「器物損壊」の例：補修を要する落書きをした。
学校備品(カーテン、掃除用具等)を故意に壊した。

なお、令和2年度分調査(令和3年度実施)から、「『学校の管理下』、『学校の管理下以外』のいずれで発生したかにかかわらず、自校の児童・生徒が行った暴力行為を対象とすること」と変更された。

2 調査結果の概要 ()内数値は、令和3年度結果

暴力行為には、いじめに伴って発生したものも含まれる。

- (1) 暴力行為の発生状況は、小学校では全体の22.8%(16.7%)にあたる290校(213校)で1904件(1249件)、中学校では全体の35.5%(33.1%)にあたる221校(206校)で976件(861件)、高等学校では全体の5.2%(4.2%)にあたる10校(8校)で12件(9件)である。
- (2) 対教師暴力は、小学校では全体の9.2%(6.7%)にあたる117校(85校)で380件(324件)、中学校では全体の7.6%(7.4%)にあたる47校(46校)で70件(79件)、高等学校での発生はなかった。
- (3) 生徒間暴力は、小学校では全体の16.3%(11.8%)にあたる208校(150校)で1209件(740件)、中学校では全体の30.6%(28.5%)にあたる190校(177校)で686件(595件)、高等学校では全体の2.6%(2.1%)にあたる5校(4校)で5件(4件)発生している。
- (4) 対人暴力は、小学校では全体の1.2%(1.2%)にあたる15校(15校)で24件(56件)、中学校では全体の2.1%(1.6%)にあたる13校(10校)で14件(17件)、高等学校では全体の3.1%(1.6%)にあたる6校(3校)で7件(3件)発生している。
- (5) 器物損壊は、小学校では全体の8.8%(5.0%)にあたる112校(64校)で291件(129件)、中学校では全体の14.3%(12.2%)にあたる89校(76校)で206件(170件)、高等学校では全体の0%(1.0%)にあたる0校(2校)で0件(2件)発生した。
- (6) 暴力行為の加害児童・生徒数を学年別にみると、小学校では2年生が218人、中学校では1年生が490人、高等学校では1年生が8人で最も多い。
- (7) 令和4年度の暴力行為は、令和3年度と比較すると、発生学校数と発生件数は小学校、中学校、高等学校ともに増加した。また、特定の児童・生徒が暴力行為を繰り返す事案が複数見られた。

3 東京都教育委員会の取組

- (1) 東京都教育委員会は、暴力行為を未然に防止し、「人権尊重の精神」を指導の基本とし、児童・生徒に対するきめ細かな生活指導の徹底が図られるよう、区市町村教育委員会及び学校への指導・助言を行っている。
- (2) 「生活指導担当指導主事連絡会」、「生活指導等連絡会」、「生活指導担当者連絡会」などにおいて、区市町村教育委員会や学校と連携して指導の充実を図っている。
- (3) 区市町村教育委員会及び都立学校に対して、生活指導にかかわる通知を発出し、問題行動等の未然防止と再発防止を徹底している。
平成21年度に犯罪防止・犯罪被害者防止教材DVD「STOP!それは犯罪だと気付いていますか」を制作。都内全公立小・中学校及び都立特別支援学校等に配布し、授業で活用できるようにした。平成23年度には、生活指導研修資料「暴力行為のない学校づくりに向けて」を作成。公立学校全教員に配布し、校内研修で活用できるようにした。また、平成27年度には、暴力行為に対する指導事例を含む教師用指導資料「規範意識の育成に向けて」を作成。全都立高等学校に配布し、生活指導における組織的対応の推進を図った。
- (4) 都内公立小・中・高等学校等に心理の専門家であるスクールカウンセラーを配置している。
- (5) 全公立学校において、毎年度、暴力行為を含む児童・生徒の非行防止・犯罪被害防止を目的に、家庭・地域・警察等の関係機関と連携して「セーフティ教室」を実施している。
- (6) 学校・スクールソーシャルワーカー・民生児童委員等の関係機関との緊密な連携の下に、個々の問題行動の事例に対応する「学校サポートチーム」を、都内全公立学校に設置し、学校を支援する体制を確立している。
- (7) スクールカウンセラー連絡会において、ストレスマネジメントやアンガーマネジメントに関する講演を設定し、参加したスクールカウンセラーが講師となって、校内研修を実施できるようにした。

4 今後の対応

- (1) 暴力行為の前兆行動の早期発見、早期対応(アセスメントとチーム対応)に係る取組を強化するためのポイント等を記載した研修資料を作成し、区市町村教育委員会等へ周知する。
- (2) いじめ問題のみではなく暴力行為も含めた、児童・生徒の安心・安全な校内環境を担保するための核となる人材を配置する。
- (3) 教職員向けデジタルリーフレット「生徒指導提要(令和4年12月)」のポイント等を活用した暴力行為の防止に関する効果的な取組を周知する。
- (4) 管理職を中心に、ミドルリーダーが機能するネットワークをつくること等について、共通理解を図る重要性について、研修会等において周知・啓発していく。
- (5) ストレスマネジメントやアンガーマネジメントをテーマにした管内スクールカウンセラー連絡会を実施する。
- (6) スクールカウンセラーの活用の一層の充実を図る。
- (7) 小学校において、複数の大人が児童と関わるとともに、学級担任が児童と向き合う時間を十分に確保できるよう、学級担任を補助する人材を活用していく。

5 資料

(1) 暴力行為の発生状況 (表1-1)

項目 校種	学校数 (A)	発生学校数 (B)	発生率(%) B/A×10	発生件数 (C)	1校当たりの 件数 C/A
小学校	1,274	290	22.8	1,904	1.49
中学校	622	221	35.5	976	1.57
高等学校	192	10	5.2	12	0.06

(2) 対教師暴力の発生状況 (表1-2)

項目 校種	学校数	発生学校数	発生件数	加害児童・生徒数
小学校	1,274	117 (9.18)	380 (0.30)	190 (0.50)
中学校	622	47 (7.56)	70 (0.11)	67 (0.96)
高等学校	192	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)

※ 表中の()は、発生学校数欄が発生学校数/学校数×100(%)、発生件数欄が発生件数/学校数、加害児童・生徒数欄が加害児童・生徒数/発生件数を表す。

(3) 生徒間暴力の発生状況 (表1-3)

項目 校種	学校数	発生学校数	発生件数	加害児童・生徒数
小学校	1,274	208 (16.33)	1209 (0.95)	835 (0.69)
中学校	622	190 (30.55)	686 (1.10)	735 (1.07)
高等学校	192	5 (2.60)	5 (0.03)	6 (1.20)

※ 表中の()は、発生学校数欄が発生学校数/学校数×100(%)、発生件数欄が発生件数/学校数、加害児童・生徒数欄が加害児童・生徒数/発生件数を表す。

(4) 対人暴力の発生状況 (表1-4)

項目 校種	学校数	発生学校数	発生件数	加害児童・生徒数
小学校	1,274	15 (1.18)	24 (0.02)	22 (0.92)
中学校	622	13 (2.09)	14 (0.02)	13 (0.93)
高等学校	192	6 (3.13)	7 (0.04)	9 (1.29)

※ 表中の()は、発生学校数欄が発生学校数/学校数×100(%)、発生件数欄が発生件数/学校数、加害児童・生徒数欄が加害児童・生徒数/発生件数を表す。
※ 加害者は児童・生徒。被害者は一般の人、他の校種等の児童・生徒。

(5) 器物損壊の発生状況

(表1-5)

項目	校種	学校数	発生学校数	発生件数	加害児童・生徒数
小学校		1,274	112 (8.79)	291 (0.23)	225 (0.77)
中学校		622	89 (14.31)	206 (0.33)	208 (1.01)
高等学校		192	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)

※ 表中の () は、発生学校数欄が発生学校数/学校数×100(%)、発生件数欄が発生件数/学校数、加害児童・生徒数欄が加害児童・生徒数/発生件数を表す。

(6) 暴力行為の学年別加害児童・生徒数

[単位：人]

(表1-6)

区分	1年生		2年生		3年生		4年生		5年生		6年生		合計
小学校計	142	(12.21)	218	(18.74)	204	(17.54)	171	(14.70)	215	(18.49)	213	(18.31)	1163
中学校計	490	(48.80)	277	(27.59)	237	(23.61)							1004
高等学校計	8	(53.33)	4	(26.67)	3	(20.00)							0
合計	640	(29.33)	499	(22.87)	444	(20.35)	171	(7.84)	215	(9.85)	213	(9.76)	2182

※ 表中の () 内は、該当する児童・生徒数/加害児童・生徒区分別総数×100(%)を表す。

(7) 暴力行為の発生学校数・発生件数の推移

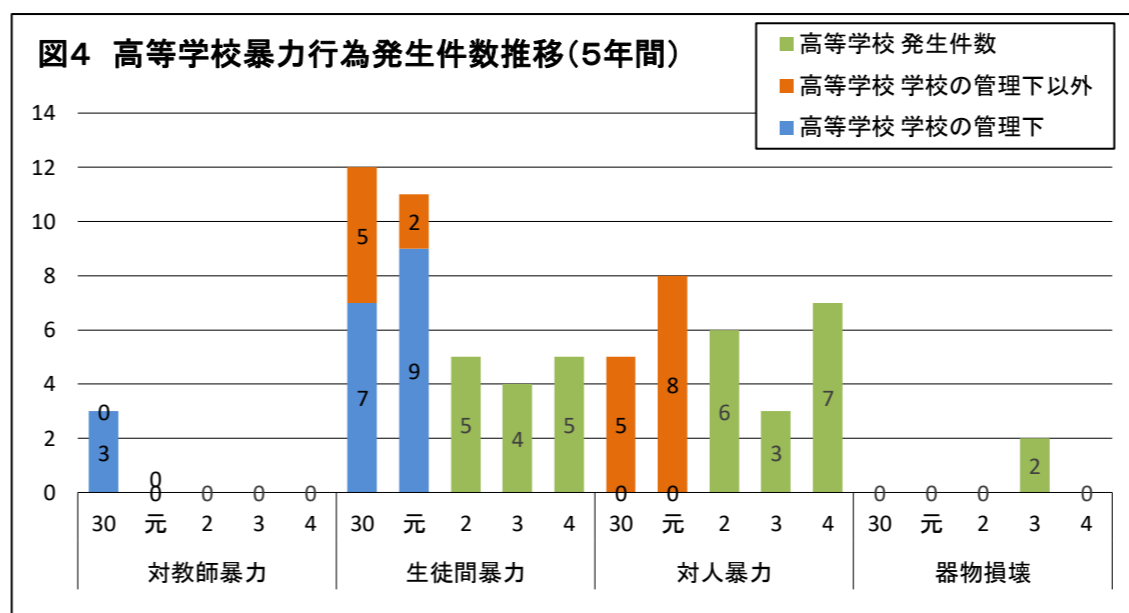
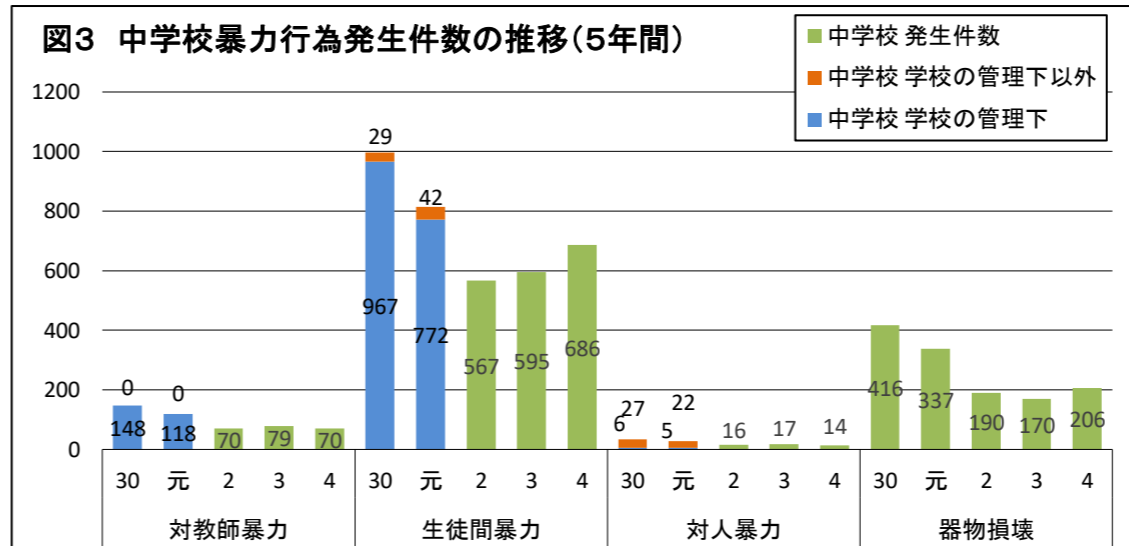
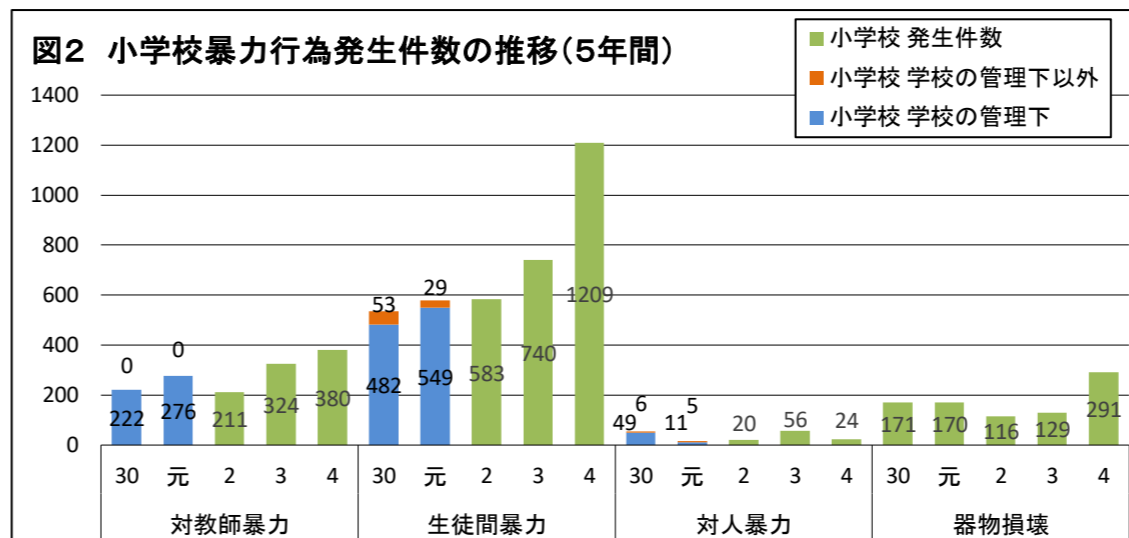
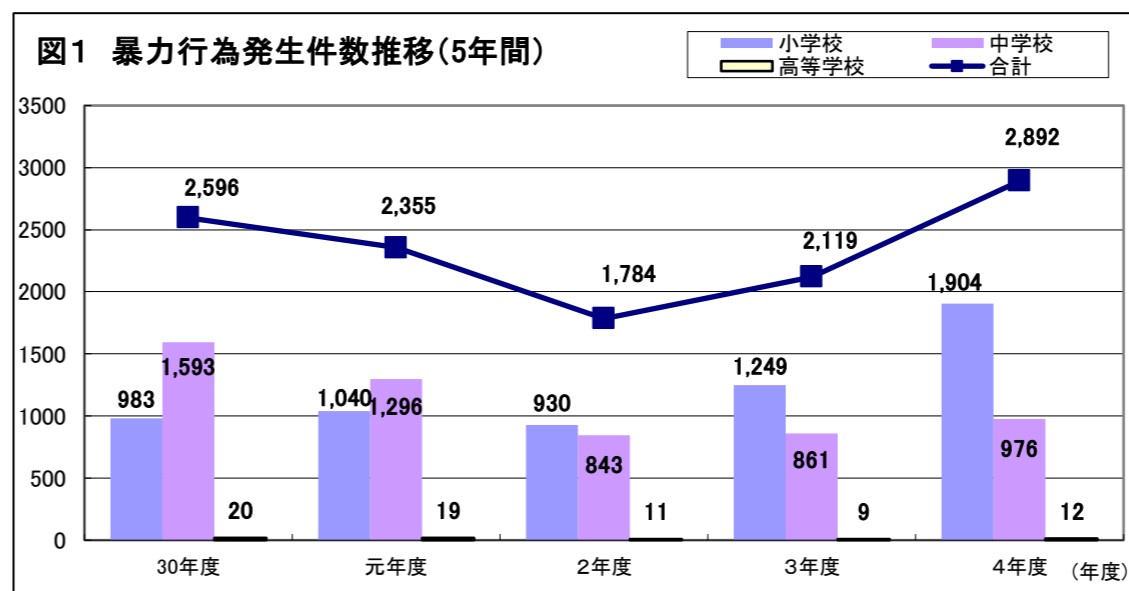
(表1-7)

形態	校種	年度	学校総数	学校の管理下			学校の管理下以外		
				発生学校数	発生率	発生件数	発生学校数	発生率	発生件数
対教師暴力	小学校	30年度	1,280	84	6.6	222	0	0.0	0
		元年度	1,278	102	8.0	276	0	0.0	0
	中学校	30年度	624	80	12.8	148	0	0.0	0
		元年度	623	66	10.6	118	0	0.0	0
	高等学校	30年度	192	2	1.0	3	0	0.0	0
		元年度	192	0	0.0	0	0	0.0	0
生徒間暴力	小学校	30年度	1,280	145	11.3	482	32	2.5	53
		元年度	1,278	158	12.4	549	21	1.6	29
	中学校	30年度	624	222	35.6	967	27	4.3	29
		元年度	623	214	34.3	772	35	5.6	42
	高等学校	30年度	192	7	3.6	7	4	2.1	5
		元年度	192	9	4.7	9	2	1.0	2
対人暴力	小学校	30年度	1,280	10	0.8	49	3	0.2	6
		元年度	1,278	8	0.6	11	4	0.3	5
	中学校	30年度	624	3	0.5	6	22	3.5	27
		元年度	623	4	0.6	5	17	2.7	22
	高等学校	30年度	192	0	0.0	0	3	1.6	5
		元年度	192	0	0.0	0	6	3.1	8
器物損壊	小学校	30年度	1,280	69	5.4	171			
		元年度	1,278	82	6.4	170			
	中学校	30年度	624	131	21.0	416			
		元年度	623	126	20.2	337			
	高等学校	30年度	192	0	0.0	0			
		元年度	192	0	0.0	0			

形態	校種	年度	学校総数	発生学校数	発生率	発生件数
対教師暴力	小学校	2年度	1,275	73	5.7	211
		3年度	1,274	85	6.7	324
		4年度	1,274	117	9.2	380
	中学校	2年度	623	48	7.7	70
		3年度	622	46	7.4	79
		4年度	622	47	7.6	70
高等学校	2年度	191	0	0.0	0	
	3年度	192	0	0.0	0	
	4年度	192	0	0.0	0	
生徒間暴力	小学校	2年度	1,275	145	11.4	583
		3年度	1,274	150	11.8	740
		4年度	1,274	208	16.3	1,209
	中学校	2年度	623	182	29.2	567
		3年度	622	177	28.5	595
		4年度	622	190	30.5	686
高等学校	2年度	191	5	2.6	5	
	3年度	192	4	2.1	4	
	4年度	192	5	2.6	5	
対人暴力	小学校	2年度	1,275	12	0.9	20
		3年度	1,274	15	1.2	56
		4年度	1,274	15	1.2	24
	中学校	2年度	623	12	1.9	16
		3年度	622	10	1.6	17
		4年度	622	13	2.1	14
高等学校	2年度	191	5	2.6	6	
	3年度	192	3	1.6	3	
	4年度	192	6	3.1	7	
器物損壊	小学校	2年度	1,275	65	5.1	116
		3年度	1,274	64	5.0	129
		4年度	1,274	112	8.8	291
	中学校	2年度	623	95	15.2	190
		3年度	622	76	12.2	170
		4年度	622	89	14.3	206
高等学校	2年度	191	0	0.0	0	
	3年度	192	2	1.0	2	
	4年度	192	0	0.0	0	

※ 発生率=発生学校数/学校総数×100(%)

※ 令和2年度分調査から、「『学校の管理下』、『学校の管理下以外』のいずれで発生したかにかかわらず、自校の児童・生徒が行った暴力行為を対象とすること」と変更されたため、令和2年度以降のデータは別表としている。



第 4 章 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校におけるいじめの状況

1 調査について

調査対象のいじめはいじめ防止対策推進法の規定により、次のように定義されている。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）。（以下「法」という。）第2条第1項）をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

2 調査結果の概要

()内数値は、令和3年度結果

- (1) いじめの認知状況は小学校では全体の96.2%(94.3%)にあたる1,225校(1,202校)で59,357件(54,210件)、中学校では全体の92.3%(89.4%)にあたる574校(556校)で6,841件(5,560件)、高等学校では全体の17.9%(8.1%)にあたる42校(19校)で63件(28件)、特別支援学校では全体の28.6%(14.5%)にあたる18校(9校)で53件(37件)認知されている。
解消しているいじめの件数は小学校では認知件数の76.8%(80.8%)にあたる45,604件(43,814件)、中学校では78.5%(80.0%)にあたる5,372件(4,450件)、高等学校では95.2%(85.7%)にあたる60件(24件)、特別支援学校では58.5%(78.4%)にあたる31件(29件)である。
- (2) いじめの認知件数を学年別にみると、小学校では2年生が20.8%(20.9%)にあたる12,331件(11,331件)、中学校では1年生が50.3%(53.1%)にあたる3,440件(2,951件)、高等学校では1年生が47.6%(46.4%)にあたる30件(13件)で最も多い。
- (3) いじめ発見のきっかけは、小学校、中学校、特別支援学校では「アンケート調査など学校の取組により発見」が、高等学校では「本人からの訴え」が最も多い。
- (4) いじめられた児童・生徒の相談状況は、「学級担任に相談」が、小学校53,485件(49,424件)、中学校5,460件(4,402件)、高等学校46件(20件)、特別支援学校44件(22件)で最も多い。また、「誰にも相談していない」は、小学校1,359件(1,063件)、中学校303件(274件)、高等学校4件(0件)、特別支援学校2件(0件)で、合計は1,668件(1,337件)であり、昨年度より331件増加している。
- (5) いじめの態様は、全校種で「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多い。次いで小学校では「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」、「仲間はずれ、集団による無視をされる」の順であり、中学校では「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」の順であり、高等学校では「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」、「仲間はずれ、集団による無視をされる」の順であり、特別支援学校では「仲間はずれ、集団による無視をされる」、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」の順である。
- (6) いじめる児童・生徒への特別な対応は、小学校では「いじめられた児童・生徒やその保護者に対する謝罪の指導」が最も多い。次いで「保護者への報告」、「校長、副校長が指導」の順となっている。中学校では「保護者への報告」が最も多く、次いで「いじめられた児童・生徒やその保護者に対する謝罪の指導」、「スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行う」の順である。高等学校では「保護者への報告」が最も多く、次いで「いじめられた児童・生徒やその保護者に対する謝罪の指導」、「校長、副校長が指導」の順である。特別支援学校では「保護者への報告」が最も多く、次いで「いじめられた児童・生徒やその保護者に対する謝罪の指導」、「校長、副校長が指導」の順である。
- (7) いじめられた児童・生徒への特別な対応は、全校種で「スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行う」が最も多く、次いで、小学校では「当該いじめについて、教育委員会と連携して対応した」、中学校、高等学校、特別支援学校では、「別室を提供や常時教職員が付くなどして、心身の安全を確保」の順となっている。
- (8) 学校におけるいじめ問題に対する日常の取組として、「職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った」、「いじめの問題に関する校内研修会を実施した」、「道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った」、「スクールカウンセ

ラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った」、「教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った」、「学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた」、「インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した」、「学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った」、「いじめ防止対策推進法第22条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を招集した」の項目は、全校で取り組んでいる。

- (9) いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童・生徒に対し行った具体的な方法では、全ての校種で「アンケート調査の実施」が最も多い。次いで「個別面談の実施」となっている。

3 東京都教育委員会の取組

- (1) 年2回、都内全公立学校で「ふれあい(いじめ防止強化)月間」を実施し、いじめ防止に向けた取組の充実を図るとともに、都独自のいじめに関する調査等を通して、各学校及び教職員が、いじめ防止対策の成果や課題に自ら気づき、PDCAサイクルの中で改善を図れるようにした。
- (2) 都内公立小・中・高等学校等にスクールカウンセラーを配置するとともに、いじめの未然防止・早期発見のため、小学校5年生、中学校1年生、高校1年生を対象に全員面接を行っている。
- (3) 令和3年2月に「東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】」を策定し、見逃しがちな軽微ないじめの具体例や重大性の段階に応じた対応等に加え、いじめの認知件数が多いことをもって、その学校や学級に課題があるという捉え方をしないこと、「学校いじめ対策委員会」の役割を明確化し、全てのいじめについて組織的な対応を強化すること、「学校いじめ防止基本方針」を保護者に周知するとともに、被害の子供、加害の子供の保護者に対して学校の対応方針等を説明すること等について周知・徹底を図った。
- (4) 各学校において年3回以上のアンケートを実施し、いじめの早期発見に努めている。また、「いじめ相談ホットライン」による24時間の電話相談(フリーダイヤル)、メール相談、来所相談等に加え、「相談ほっとLINE@東京」によるSNS相談を実施し、児童・生徒や保護者がより相談しやすい環境を整えている。
- (5) 「『考えよう!いじめ・SNS@Tokyo』」ウェブページ及びアプリの活用など、教育相談体制の一層の充実を図った。
- (6) 学校が、保護者や地域住民との日常からの信頼関係に基づく取組を強化できるよう、都教育委員会が開発した、「いじめについて学校と共に考える『保護者プログラム』」、「いじめ問題解決のための『地域プログラム』」の活用を促進する。
- (7) 令和4年5月に、児童・生徒向けリーフレット「学校みんなが安心して過ごせるようにするために」を作成・配布し、児童・生徒がいじめ防止対策推進法の趣旨や学校のいじめに関わる取組等を理解するとともに、自分自身にできることを考えられるようにした。
- (8) 学校が、児童・生徒の小さな変化を早期に発見し、速やかに専門家と連携した支援を開始できる体制を強化するため、スクールカウンセラーの勤務日数を増加する検証事業や、スクールソーシャルワーカーの訪問回数を増やす区市町村への補助の拡充を行う。

4 今後の対応

- (1) いじめ問題など児童・生徒の安心・安全な校内環境を担保するための核となる人材を配置する。
- (2) 都内公立学校全ての教職員を対象とした、いじめ問題に関するeラーニングを実施する。
- (3) 子供たちが、よりよく解決するために話し合って合意形成することについて、指導事例を共有し、意見交換を行うなどの協議会を実施する。
- (4) 身近にいる信頼できる大人にSOSを出す・子供のSOSを受け止め支援する力を高めるために、これまでの取組状況を見直し、新たな教材を開発していく。
- (5) 子供がいじめ防止について考え、話し合う「高校生いじめ防止協議会」での意見を参考に、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会から答申を受け、今後の施策に反映させる。
- (6) スクールカウンセラーの活用の一層の充実を図る。
- (7) 身近にいる信頼できる大人にSOSを出す・子供のSOSを受け止め支援する力を高める取組を推進し、新たな教材を活用したモデル授業を実施していく。

5 資料

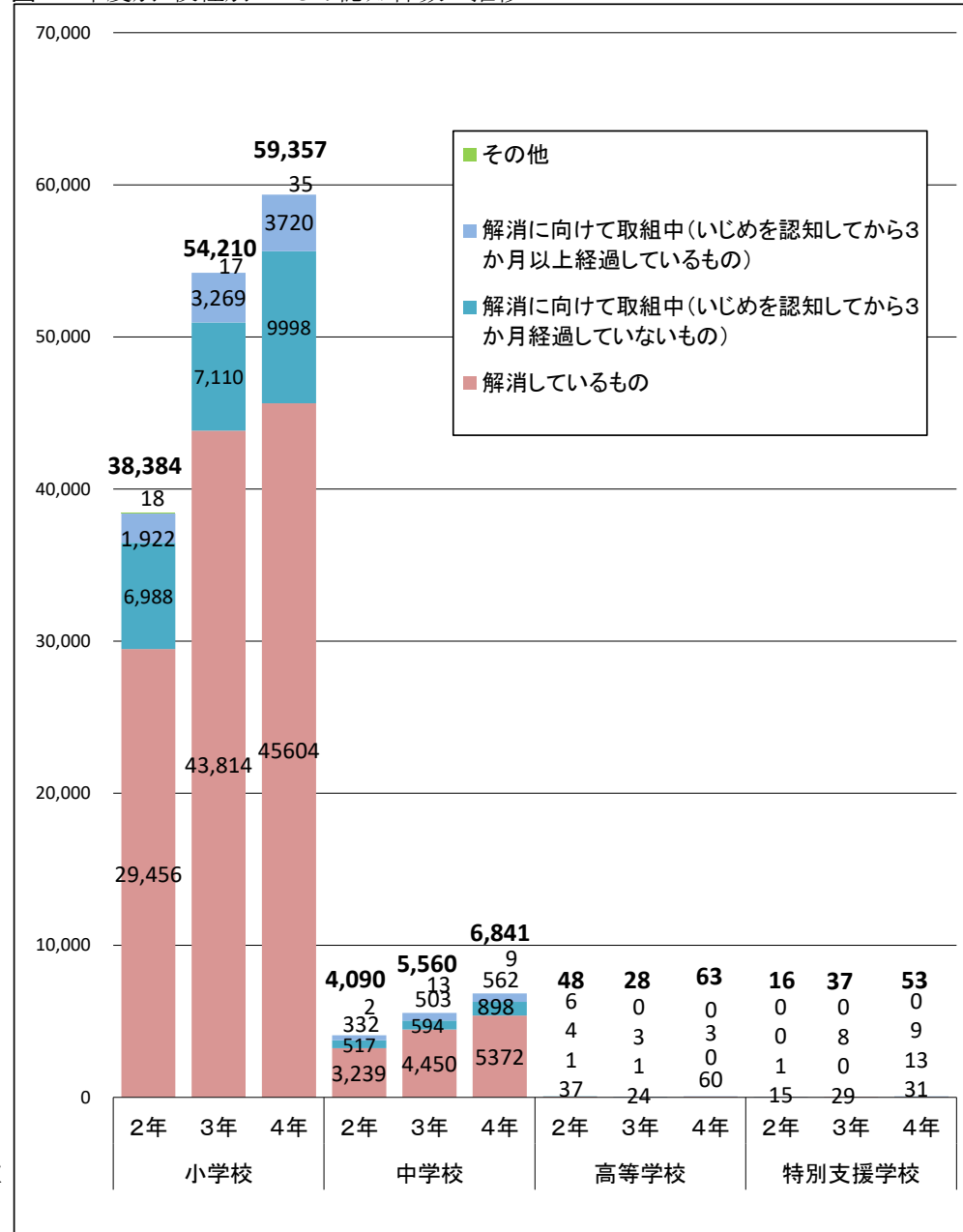
(1) いじめの認知状況

(表2-1)

項目 \ 校種		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
		学校総数(A)	1,274 [1,274]	622 [622]	234 [236]	63 [62]
認知状況	認知学校数(B)	1,225 [1,202]	574 [556]	42 [19]	18 [9]	1,859 [1,786]
	認知件数(C)	59,357 [54,210]	6,841 [5,560]	63 [28]	53 [37]	66,314 [59,835]
	認知学校率 B/A×100	96.2 [94.3]	92.3 [89.4]	17.9 [8.1]	28.6 [14.5]	84.8 [81.4]
	1校当たり件数 C/A(件)	46.6 [42.6]	11.0 [8.9]	0.3 [0.1]	0.8 [0.6]	30.2 [27.3]
	解消しているもの	45,604 [43,814]	5,372 [4,450]	60 [24]	31 [29]	51,067 [48,317]
(解消率%)		76.8 [80.8]	78.5 [80.0]	95.2 [85.7]	58.5 [78.4]	77.0 [80.8]
現在の状況	解消に向けて取組中(D) いじめを認知してから3か月以上経過しているもの	3,720 [3,269]	562 [503]	3 [3]	9 [8]	4,294 [3,783]
	(%)	6.3 [6.0]	8.2 [9.0]	4.8 [10.7]	17.0 [21.6]	6.5 [6.3]
	解消に向けて取組中(E) いじめを認知してから3か月経過していないもの	9,998 [7,110]	898 [594]	0 [1]	13 [0]	10,909 [7,705]
	(%)	16.8 [13.1]	13.1 [10.7]	0.0 [3.6]	24.5 [0.0]	16.5 [12.9]
	解消に向けて取組中 D+E	13,718 [10,379]	1,460 [1,097]	3 [4]	22 [8]	15,203 [11,488]
	(%)	23.1 [19.1]	21.3 [19.7]	4.8 [14.3]	41.5 [21.6]	22.9 [19.2]
	その他	35 [17]	9 [13]	0 [0]	0 [0]	44 [30]
	(%)	0.06 [0.03]	0.13 [0.23]	0.0 [0.0]	0.0 [0.0]	0.07 [0.05]

※ [] 内は令和3年度の数値を表している。
 ※ 高等学校の「学校総数」は、課程数の合計である。
 ※ 令和2年度調査から「解消に向けて取組中」の項目が「いじめを認知してから3か月以上経過しているもの」と「いじめを認知してから3か月経過していないもの」に分けて計上することとなった。

図5 年度別・校種別 いじめ認知件数の推移



(2) いじめの認知件数の学年別内訳

[単位：件] (表2-2)

校種 学年	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	(件)	割合 (%)	(件)	割合 (%)	(件)	割合 (%)	(件)	割合 (%)	(件)	割合 (%)
計	59,357	89.5	6,841	10.3	63	0.1	53	0.1	66,314	100.0
1年生	12,300	20.7	3,440	50.3	30	47.6				
2年生	12,331	20.8	2,218	32.4	19	30.2				
3年生	11,344	19.1	1,183	17.3	13	20.6				
4年生	9,643	16.2			1	1.6				
5年生	8,163	13.8								
6年生	5,576	9.4								

※ 高等学校定時制課程等の4年生以上は、4年生として取り扱う。
 ※ 割合は、該当する件数/いじめの認知件数×100 (%)

(3) いじめの発見のきっかけ

[単位：件] (表2-3)

発見	校種				
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
学校の教職員等が発見	44,492 (75.0)	4,191 (61.3)	24 (38.1)	29 (54.7)	48,736 (73.5)
学級担任が発見	5,948	513	7	5	6,473
学級担任以外の教職員が発見 (養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く)	486	331	1	3	821
養護教諭が発見	118	20	0	0	138
スクールカウンセラー等の相談員が発見	107	27	0	0	134
アンケート調査など学校の取組により発見	37,833	3,300	16	21	41,170
学校の教職員以外からの情報により発見	14,865 (25.0)	2,650 (38.7)	39 (61.9)	24 (45.3)	17,578 (26.5)
本人からの訴え	8,858	1,538	23	13	10,432
当該児童・生徒(本人)の保護者からの訴え	4,018	692	13	6	4,729
児童・生徒(本人を除く)からの情報	1,429	295	3	3	1,730
保護者(本人の保護者を除く)からの情報	498	108	0	1	607
地域住民からの情報	8	4	0	0	12
学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報	36	6	0	0	42
その他(匿名による投書など)	18	7	0	1	26
計	59,357	6,841	63	53	66,314

※ () 内は、該当する件数/いじめの認知件数×100 (%)

(4) いじめられた児童・生徒の相談状況 [単位：件] (表2-4)

区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
学級担任に相談	53,485 (90.1)	5,460 (79.8)	46 (73.0)	44 (83.0)	59,035 (89.0)
学級担任以外の教職員に相談 (養護教諭、スクールカウンセラー等の 相談員を除く)	2,078 (3.5)	1,216 (17.8)	13 (20.6)	11 (20.8)	3,318 (5.0)
養護教諭に相談	1,046 (1.8)	318 (4.6)	6 (9.5)	4 (7.5)	1,374 (2.1)
スクールカウンセラー等の相談 員に相談	1,229 (2.1)	262 (3.8)	6 (9.5)	12 (22.6)	1,509 (2.3)
学校以外の相談機関に相談 (電話相談やメール等も含む)	117 (0.2)	70 (1.0)	3 (4.8)	2 (3.8)	192 (0.3)
保護者や家族等に相談	7,347 (12.4)	1,385 (20.2)	15 (23.8)	13 (24.5)	8,760 (13.2)
友人に相談	1,735 (2.9)	754 (11.0)	3 (4.8)	3 (5.7)	2,495 (3.8)
その他(地域の人など)	91 (0.2)	12 (0.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	103 (0.2)
誰にも相談していない	1,359 (2.3)	303 (4.4)	4 (6.3)	2 (3.8)	1,668 (2.5)
計	68,487 (115.4)	9,780 (143.0)	96 (152.4)	91 (171.7)	78,454 (118.3)

※ 複数選択となっている。

※ () 内は、該当する件数/いじめの認知件数×100 (%)

(5) いじめの態様 [単位：件] (表2-5)

区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
冷やかしかからかい、 悪口や脅し文句、嫌な ことを言われる。	38,116 (64.2)	4,565 (66.7)	39 (61.9)	38 (71.7)	42,758 (64.5)
仲間はずれ、集団による 無視をされる。	6,187 (10.4)	503 (7.4)	8 (12.7)	11 (20.8)	6,709 (10.1)
軽くぶつかられたり、 遊ぶふりをしてたたか れたり、蹴られたりする。	12,796 (21.6)	1,006 (14.7)	7 (11.1)	10 (18.9)	13,819 (20.8)
ひどくぶつかられたり 、たたかれたり、蹴 られたりする。	1,754 (3.0)	158 (2.3)	0 (0.0)	4 (7.5)	1,916 (2.9)
金品をたかられる。	181 (0.3)	46 (0.7)	2 (3.2)	0 (0.0)	229 (0.3)
金品を隠されたり、盗 まれたり、壊されたり 、捨てられたりする。	1,769 (3.0)	324 (4.7)	1 (1.6)	7 (13.2)	2,101 (3.2)
嫌なことや恥ずかしい こと、危険なことをさ れたり、させられたり する。	3,196 (5.4)	282 (4.1)	5 (7.9)	7 (13.2)	3,490 (5.3)
パソコンや携帯電話等 で、ひぼう・中傷や嫌 なことをされる。	616 (1.0)	585 (8.6)	10 (15.9)	3 (5.7)	1,214 (1.8)
その他	1,577 (2.7)	169 (2.5)	6 (9.5)	2 (3.8)	1,754 (2.6)
計	66,192 (111.5)	7,638 (111.7)	78 (123.8)	82 (154.7)	73,990 (111.6)

※ 複数選択となっている。

※ () 内は、該当する件数/いじめの認知件数×100 (%)

(6) いじめる児童・生徒への特別な対応 [単位：件] (表2-6)

校種 区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行う	1,297 (2.2)	277 (4.0)	23 (36.5)	12 (22.6)	1,609 (2.4)
校長、副校長が指導	2,312 (3.9)	117 (1.7)	26 (41.3)	14 (26.4)	2,469 (3.7)
別室指導	395 (0.7)	153 (2.2)	12 (19.0)	5 (9.4)	565 (0.9)
学級替え	4 (0.01)	0 (0.00)	1 (1.6)	0 (0.0)	5 (0.01)
退学・ 転学	懲戒処分としての退学	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	その他	4 (0.01)	2 (0.03)	5 (7.9)	1 (1.9)
停学			0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
出席停止	0 (0.0)	0 (0.0)			0 (0.0)
自宅学習・自宅謹慎			5 (7.9)	0 (0.0)	5 (0.01)
訓告	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.00)
保護者への報告	24,359 (41.0)	4,667 (68.2)	32 (50.8)	18 (34.0)	29,076 (43.8)
いじめられた児童・生徒やその保護者に対する謝罪の指導	30,177 (50.8)	3,703 (54.1)	27 (42.9)	16 (30.2)	33,923 (51.2)
児童相談所、警察等の関係機関と連携した対応(サポートチームなども含む)	203 (0.3)	86 (1.3)	7 (11.1)	4 (7.5)	300 (0.5)
計	58,751 (99.0)	9,005 (131.6)	138 (219.0)	70 (132.1)	67,964 (102.5)

※ 複数選択となっている。

※ () 内は、該当する件数/いじめの認知件数×100 (%)

※ 退学・転学のうち、「その他」とは、勸奨・申出による退学及び転学である。

(7) いじめられた児童・生徒への特別な対応 [単位：件] (表2-7)

校種 区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行う	1,766 (3.0)	509 (7.4)	29 (46.0)	24 (45.3)	2,328 (3.5)
別室を提供したり、常時教職員が付くなどして心身の安全を確保	777 (1.3)	376 (5.5)	14 (22.2)	14 (26.4)	1,181 (1.8)
緊急避難としての欠席	9 (0.02)	20 (0.3)	2 (3.2)	0 (0.0)	31 (0.05)
学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施	299 (0.5)	248 (3.6)	4 (6.3)	2 (3.8)	553 (0.8)
学級替え	9 (0.02)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	9 (0.01)
当該いじめについて、教育委員会と連携して対応	832 (1.4)	268 (3.9)	13 (20.6)	3 (5.7)	1,116 (1.7)
児童相談所等の関係機関と連携した対応(サポートチームなども含む)	108 (0.2)	62 (0.9)	2 (3.2)	3 (5.7)	175 (0.3)
計	3,800 (6.4)	1,483 (21.7)	64 (101.6)	46 (86.8)	5,393 (8.1)

※ 複数選択となっている。

※ () 内は、該当する件数/いじめの認知件数×100 (%)

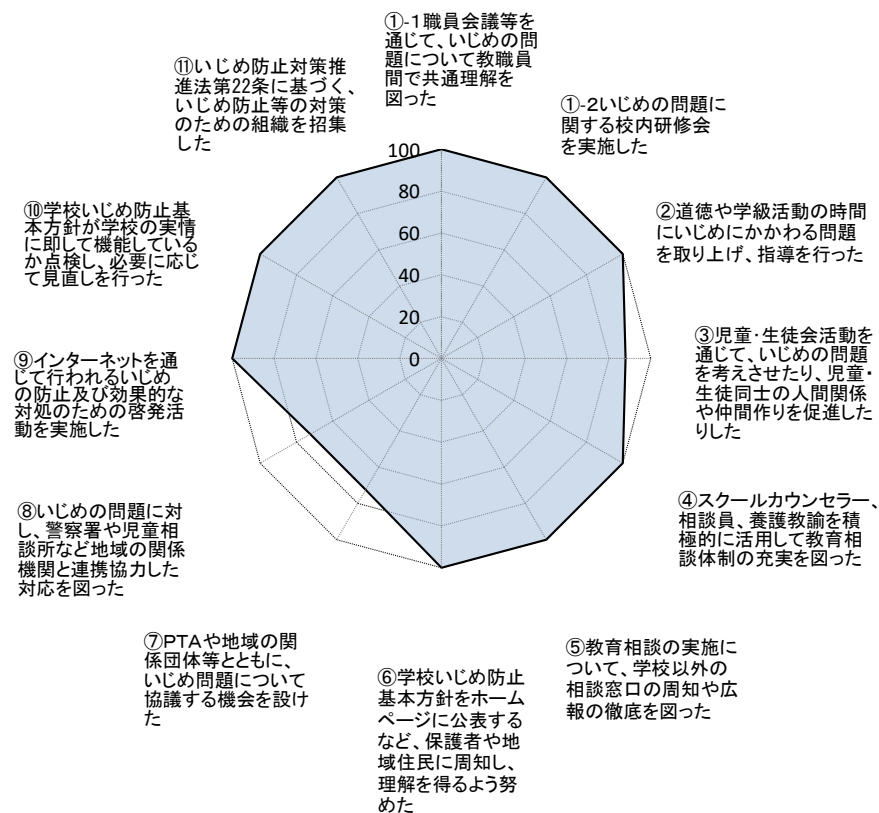
(8) 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組 [単位：校] (表2-8)

区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
①-1 職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った	1,274 (100.0)	622 (100.0)	234 (100.0)	63 (100.0)	2,193 (100.0)
①-2 いじめの問題に関する校内研修会を実施した	1,274 (100.0)	622 (100.0)	234 (100.0)	63 (100.0)	2,193 (100.0)
② 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った	1,274 (100.0)	622 (100.0)	234 (100.0)	63 (100.0)	2,193 (100.0)
③ 児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした	1,179 (92.5)	587 (94.4)	105 (44.9)	58 (92.1)	1,929 (88.0)
④ スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った	1,274 (100.0)	622 (100.0)	234 (100.0)	63 (100.0)	2,193 (100.0)
⑤ 教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った	1,274 (100.0)	622 (100.0)	234 (100.0)	63 (100.0)	2,193 (100.0)
⑥ 学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた	1,274 (100.0)	622 (100.0)	234 (100.0)	63 (100.0)	2,193 (100.0)
⑦ PTAや地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設けた	961 (75.4)	492 (79.1)	81 (34.6)	56 (88.9)	1,590 (72.5)
⑧ いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った	951 (74.6)	493 (79.3)	83 (35.5)	60 (95.2)	1,587 (72.4)
⑨ インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した	1,274 (100.0)	622 (100.0)	234 (100.0)	63 (100.0)	2,193 (100.0)
⑩ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った	1,274 (100.0)	622 (100.0)	234 (100.0)	63 (100.0)	2,193 (100.0)
⑪ いじめ防止対策推進法第22条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を招集した	1,274 (100.0)	622 (100.0)	234 (100.0)	63 (100.0)	2,193 (100.0)
計	14,557 (1142.6)	7,170 (1152.7)	2,375 (1015.0)	741 (1176.2)	24,843 (1132.8)

※ 複数選択となっている。

※ () 内は、該当する件数/校種別学校総数×100 (%)

図6 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組の実施校率



(9) いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童・生徒に対し行った
具体的な方法 [単位：校] (表2-9)

区分 \ 校種	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
アンケート調査の実施	1,271 (99.8)	619 (99.5)	234 (100.0)	59 (93.7)	2,183 (99.5)
個別面談の実施	977 (76.7)	491 (78.9)	130 (55.6)	32 (50.8)	1,630 (74.3)
「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童・生徒との間で日常行われている日記等	258 (20.3)	435 (69.9)	10 (4.3)	19 (30.2)	722 (32.9)
家庭訪問	157 (12.3)	152 (24.4)	10 (4.3)	5 (7.9)	324 (14.8)
その他	32 (2.5)	15 (2.4)	5 (2.1)	4 (6.3)	56 (2.6)
計	2,695 (211.5)	1,712 (275.2)	389 (166.2)	119 (188.9)	4,915 (224.1)

※ 複数選択となっている。

※ () 内は、該当する件数/校種別学校総数×100 (%)

(10) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」について

区分	〔1〕いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」が発生した学校数(単位:校)	〔2〕いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数(単位:件)														
		第1号重大事態の発生件数	① うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」について							② うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」について						
			ア 重大な被害の態様				イ 調査状況			第2号重大事態の発生件数	ア 調査状況					
			(ア) 生命	(イ) 身体	(ウ) 精神	(エ) 金品等	(ア) 調査済みの件数		(イ) 調査中の件数		(ア) 調査済みの件数		(イ) 調査中の件数			
小学校	30	30	15	4	3	7	1	12	12	0	3	21	18	18	0	3
中学校	10	13	6	3	0	3	0	6	6	0	0	7	3	3	0	4
高等学校	2	2	1	0	0	1	0	1	1	0	0	1	1	1	0	0
特別支援学校	3	3	3	0	1	2	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0
計	45	48	25	7	4	13	1	19	19	0	6	29	22	22	0	7

区分	〔3〕いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の調査主体(単位:件)								〔4〕いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」のうち、同法第30条第2項及び同法第31条第2項に規定する調査の結果について調査(再調査)を行った件数			
	「重大事態」の発生件数のうち、当該学校が調査主体となった件数		「重大事態」の発生件数のうち、当該学校の設置者(当該学校以外)が調査主体となった件数(単位:件)		「重大事態」の発生件数のうち、調査主体を検討中の件数(単位:件)				地方公共団体の長等において調査の結果について調査(再調査)を行った件数			
	うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数
	小学校	24	12	17	5	2	4	1	1	0	0	0
中学校	9	5	4	4	1	3	0	0	0	0	0	0
高等学校	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別支援学校	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	38	21	22	9	3	7	1	1	0	0	0	0

※ 法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、同項第2号に規定する「重大事態」は「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」である。

※ 1件の重大事態が、法第28条第1項第1号及び同第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に記入している。

第 章 小学校・中学校における長期欠席の状況

1 調査について

「長期欠席者数」とは、令和5年3月31日現在の在学者のうち、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、令和4年度間に30日以上登校しなかった（連続したものであるか否かを問わない）児童・生徒数を集計したものである。

また、「理由別長期欠席者数」とは、長期欠席者数を理由別に分類した児童・生徒数であり、欠席理由は次による。なお、欠席理由が2つ以上あるときは、主な理由を1つ選択している。

「病気」 本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者

「経済的理由」 家計が苦しく教育費が出せない、児童・生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者

「不登校」 何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者

「新型コロナウイルスの感染回避」 新型コロナウイルスの感染を回避するため、本人又は保護者の意思で出席しない者、及び医療的ケア児や基礎疾患児で登校すべきでない」と校長が判断した者

「その他」 上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」、「新型コロナウイルスの感染回避」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者

令和4年度の変更点は、「教育支援センター（適応指導教室）」という表記を「教育支援センター」に統一し、本調査における「教育支援センター」には、適応指導教室の呼称により設置された施設も含むこととした点である。

2 調査結果の概要 （ ）内数値は、令和3年度結果

- (1) 長期欠席者数は、小学校で19,944人(21,726人)、中学校で20,986人(20,432人)である。
- (2) 理由別長期欠席者数の内訳は、小・中学校ともに「不登校」が最も多く、小学校は次いで「病気」、「その他」の順に多く、中学校は「病気」、「その他」の順に多い。
- (3) 不登校児童・生徒が在籍する学校数は、小学校で全体の97.3%(96.2%)にあたる1,240校(1,226校)、中学校で全体の98.4%(99.2%)にあたる612校(617校)である。
- (4) 不登校児童・生徒数は、小学校で10,695人(7,939人)、中学校で16,217人(13,597人)である。不登校出現率は、小学校で1.78%(1.33%)、中学校で6.85%(5.76%)である。
- (5) 不登校児童・生徒の欠席期間別内訳は、「うち、90日以上欠席している者」が小学校で5,191人(3,902人)、中学校で10,864人(8,944人)、「うち、出席日数が10日以下の者」が小学校で1,129人(819人)、中学校で2,566人(2,165人)、「うち、出席日数が0日の者」が小学校で495人(353人)、中学校で737人(684人)である。
- (6) 不登校児童・生徒の学年別内訳は、概ね学年進行に従って増加しており、小学校では6年生の3,092人(2,396人)、中学校では2年生の5,897人(4,822人)が最も多い。
- (7) 不登校児童・生徒への指導結果の状況は、登校する又はできるようになった児童・生徒の割合が小学校で29.5%(26.7%)、中学校で21.7%(22.6%)である。

- (8) 不登校の要因は、「主たるもの」及び「主たるもの以外にも当てはまるもの」の計について、小学校では本人に係る状況の「無気力・不安」が最も多く、次いで家庭に係る状況の「親子の関わり方」、本人に係る状況の「生活リズムの乱れ、あそび、非行」が多い。中学校では、本人に係る状況の「無気力・不安」が最も多く、次いで本人に係る状況の「生活リズムの乱れ、あそび、非行」、学校に係る状況の「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が多い。
- (9) 相談・指導等を受けた機関等は、学校外では、小学校で「教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関」が1,584人(1,305人)、中学校で「教育支援センター」が2,109人(2,244人)と最も多い。また、学校内では、小・中学校ともに「スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた」人数が多く、小学校で4,972人(4,066人)、中学校で6,179人(5,476人)である。一方、学校内外いずれにおいても「相談・指導等を受けていない」人数は、小学校で2,563人(1,510人)、中学校で4,800人(3,590人)である。
この「学校内外いずれにおいても『相談・指導等を受けていない』人数」のうち、学校の教職員と全く関わりがもてていない児童・生徒数は、小学校で377人(233人)、中学校で409人(248人)である（都教育委員会の独自調査による）。

3 東京都教育委員会の取組

- (1) 平成5年度から、不登校について早急に対応する必要がある中学校に対し、組織的な指導体制の確立を図るため、不登校対応のための加配教員を配置している。
- (2) 不登校児童・生徒の学びの場を確保するため、令和2年度から、教育支援センターの新規設置や機能強化を図る取組、平成29年度から、不登校特例校の設置の取組について区市町村を支援している。
- (3) 平成7年度から、児童・生徒の相談等に対応するため、スクールカウンセラーの配置を開始し、平成25年度から、全公立小・中学校に配置している。
- (4) 平成20年度から、社会福祉等の専門性や関係機関とのネットワーク等を活用するため、スクールソーシャルワーカーを配置する区市町村を支援している。

4 今後の対応

- (1) 不登校児童・生徒の居場所を確保するために、校内に支援員を配置し、一人一人の状況に応じた支援を実施している。
- (2) 仮想空間（バーチャル・ラーニング・プラットフォーム）を活用した居場所・学びの場を区市町村に提供している。
- (3) 不登校児童・生徒の効果的な対応事例をデータベース化し、都教育委員会のウェブサイトに掲載することで、教職員の対応力の向上を図っている。
- (4) 体験活動のプログラムを構築し、不登校児童・生徒に体験活動の機会を提供して、社会的自立を支援している。
- (5) 不登校対応のための加配教員、不登校特例校、教育支援センター、フリースクールの支援員等が一堂に会した協議会を開催するとともに、フリースクールに通う不登校児童・生徒の支援ニーズ等を把握するための調査研究の結果を踏まえ、公民が連携した支援を推進している。

5 資料

(1) 長期欠席者数の推移 (表3-1) [単位：上段(人)、下段(%)]

校種 \ 年度	2年度	3年度	4年度
小学校	13,083 (2.20)	21,726 (3.63)	19,944 (3.32)
中学校	14,479 (6.27)	20,432 (8.66)	20,986 (8.87)
計	27,562 (3.34)	42,158 (5.05)	40,930 (4.89)

※表中の()は、出現率(長期欠席者数/児童・生徒総数×100)を表す。
 ※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。

(2) 理由別長期欠席者数の推移 (表3-2) [単位：上段(人)、下段(%)]

項目 \ 校種 \ 年度	小学校			中学校		
	2年度	3年度	4年度	2年度	3年度	4年度
病気	1,986 (15.18)	2,439 (11.23)	4,073 (20.42)	1,799 (12.42)	2,507 (12.27)	3,248 (15.48)
経済的理由	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)
不登校	6,317 (48.28)	7,939 (36.54)	10,695 (53.63)	11,371 (78.53)	13,597 (66.55)	16,217 (77.28)
新型コロナウイルスの感染回避	2,645 (20.22)	7,444 (34.26)	1,555 (7.80)	615 (4.25)	2,643 (12.94)	577 (2.75)
その他	2,135 (16.32)	3,904 (17.97)	3,621 (18.16)	694 (4.79)	1,685 (8.25)	944 (4.50)
計	13,083	21,726	19,944	14,479	20,432	20,986

※ 表中の()は、長期欠席者数に占める割合(該当者数/長期欠席者数×100)を表す。

※ 小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。

図7 (1)-2 長期欠席者数の推移 (図7)

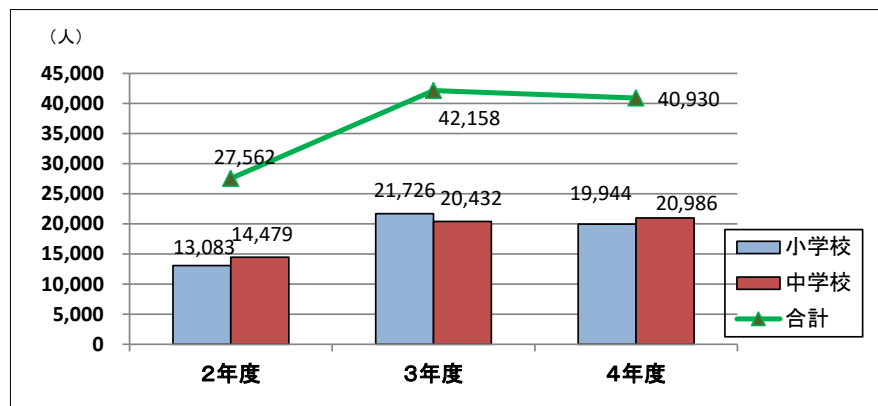
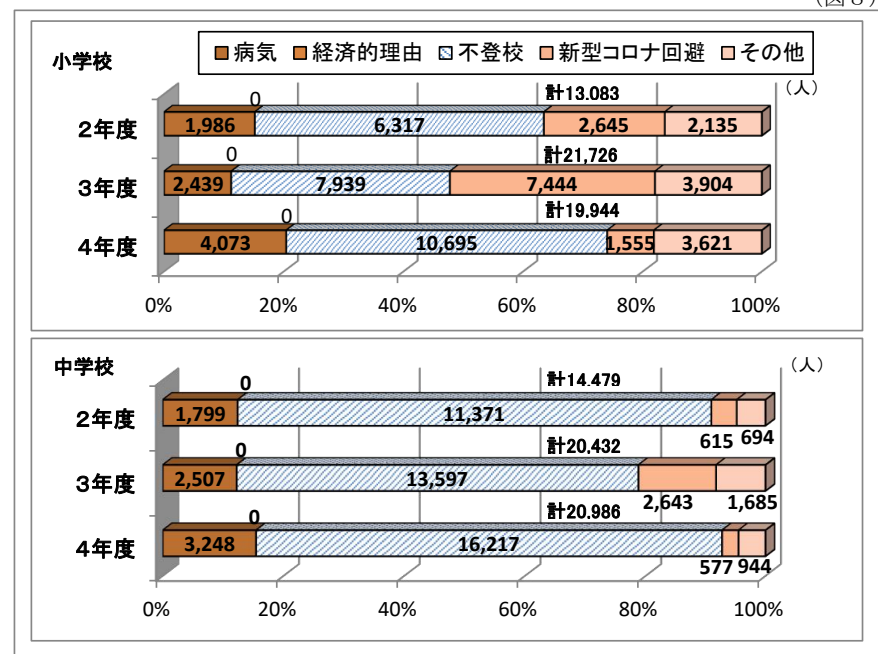


図8 (2)-2 理由別長期欠席者数の推移 (図8)



(3) 不登校の発生状況

(表3-3)

項目	校種 年度	小学校			中学校		
		2年度	3年度	4年度	2年度	3年度	4年度
在籍学校数(校) A		1,183	1,226	1,240	615	617	612
学校発生率 (%) A/公立学校総数×100		92.8	96.2	97.3	98.7	99.2	98.4
不登校児童・生徒数 (人) B		6,317	7,939	10,695	11,371	13,597	16,217
出現率 (%) B/児童・生徒総数×100		1.06	1.33	1.78	4.93	5.76	6.85

(4) 不登校児童・生徒数の推移

(表3-4) [単位：上段(人)、下段(%)]

校種	年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
小学校		3,226	4,318	5,217	6,317	7,939	10,695
		(0.56)	(0.74)	(0.88)	(1.06)	(1.33)	(1.78)
中学校		8,762	9,870	10,851	11,371	13,597	16,217
		(3.78)	(4.33)	(4.76)	(4.93)	(5.76)	(6.85)
計		11,988	14,188	16,068	17,688	21,536	26,912
		(1.48)	(1.75)	(1.96)	(2.14)	(2.58)	(3.22)

※ 表中の()は、不登校出現率(不登校児童・生徒数/児童・生徒総数×100)を表す。

(5) 不登校児童・生徒の欠席期間別内訳

(表3-5) [単位：人]

区分	不登校児童・生徒数(A)			
	うち、90日以上欠席している者	うち、出席日数が10日以下の者	うち、出席日数が0日の者	
			小学校	中学校
小学校	10,695 (7,939)	5,191 (3,902)	1,129 (819)	495 (353)
中学校	16,217 (13,597)	10,864 (8,944)	2,566 (2,165)	737 (684)
計	26,912 (21,536)	16,055 (12,846)	3,695 (2,984)	1,232 (1,037)

※ この調査は平成27年度から行われている。
 ※ 表中の()は、令和3年度の人数を表す。

(6) 不登校児童・生徒数の学年別内訳

(表3-6) [単位：上段(人)、下段(%)]

項目	校種 年度	小学校			中学校		
		2年度	3年度	4年度	2年度	3年度	4年度
1年生		349 (0.35)	463 (0.45)	716 (0.70)	3,076 (3.92)	3,780 (4.79)	4,472 (5.70)
2年生		534 (0.54)	693 (0.69)	1,102 (1.08)	4,162 (5.36)	4,822 (6.11)	5,897 (7.46)
3年生		812 (0.83)	1,055 (1.06)	1,408 (1.40)	4,133 (5.54)	4,995 (6.40)	5,848 (7.39)
4年生		1,161 (1.17)	1,418 (1.44)	1,904 (1.92)			
5年生		1,566 (1.58)	1,914 (1.93)	2,473 (2.52)			
6年生		1,895 (1.93)	2,396 (2.42)	3,092 (3.11)			
計		6,317 (1.06)	7,939 (1.33)	10,695 (1.78)	11,371 (4.93)	13,597 (5.76)	16,217 (6.85)

※ 表中の()は、不登校出現率(学年別不登校児童・生徒数/学年別児童・生徒総数×100)を表す。

(7) 不登校児童・生徒への指導結果の状況

(表3-7) [単位：上段(人)、下段(%)]

項目	校種 年度	小学校			中学校		
		2年度	3年度	4年度	2年度	3年度	4年度
指導の結果登校する又はできるようになった児童・生徒数		1,810 (28.7)	2,118 (26.7)	3,158 (29.5)	2,523 (22.2)	3,071 (22.6)	3,511 (21.7)
指導中の児童・生徒数		4,507 (71.3)	5,821 (73.3)	7,537 (70.5)	8,848 (77.8)	10,526 (77.4)	12,706 (78.3)
計		6,317 (100.0)	7,939 (100.0)	10,695 (100.0)	11,371 (100.0)	13,597 (100.0)	16,217 (100.0)

※ 表中の()内は、該当する児童・生徒の割合(該当する児童・生徒数/不登校児童・生徒総数×100)を表す。

(8) 不登校の要因

(表3-8)
[単位：上段(人)、中・下段(%)]

区分 令和4年度	人数(人) 割合(%)	校種	総計	学校に係る状況									家庭に係る状況				本人に係る状況			左記に該当なし
				計(学校)	いじめ	友人関係を除く	教員との関係	学業の不振	進路に係る不安	部活動への不適応	クラブ活動	学校での過ごし方	入学適応、学級転編	計(家庭)	家庭環境の急激な変化	親子の関わり	家庭内の不和	計(本人)	生活リズムの乱れ、非行	
小学校	①主たるもの ※1つ選択	不登校児童数	10,695	1,870	22	823	190	405	56	4	110	260	1,834	291	1,333	210	6,707	1,134	5,573	284
		割合	—	17.5%	0.2%	7.7%	1.8%	3.8%	0.5%	0.0%	1.0%	2.4%	17.1%	2.7%	12.5%	2.0%	62.7%	10.6%	52.1%	2.7%
	②主たるもの以外にも当てはまるもの ※一人につき2つまで選択可	延べ児童数	4,337	1,402	0	382	141	650	32	4	82	111	1,352	172	1,006	174	1,583	721	862	
		割合	—	32.3%	0.0%	8.8%	3.3%	15.0%	0.7%	0.1%	1.9%	2.6%	31.2%	4.0%	23.2%	4.0%	36.5%	16.6%	19.9%	
	①、②の計	延べ児童数	15,032	3,272	22	1,205	331	1,055	88	8	192	371	3,186	463	2,339	384	8,290	1,855	6,435	284
		割合	—	21.8%	0.1%	8.0%	2.2%	7.0%	0.6%	0.1%	1.3%	2.5%	21.2%	3.1%	15.6%	2.6%	55.1%	12.3%	42.8%	1.9%
中学校	①主たるもの ※1つ選択	不登校生徒数	16,217	4,009	9	1,566	132	1,001	238	56	99	908	1,366	295	780	291	10,439	1,551	8,888	403
		割合	—	24.7%	0.1%	9.7%	0.8%	6.2%	1.5%	0.3%	0.6%	5.6%	8.4%	1.8%	4.8%	1.8%	64.4%	9.6%	54.8%	2.5%
	②主たるもの以外にも当てはまるもの ※一人につき2つまで選択可	延べ生徒数	6,116	2,681	0	698	128	1,183	187	66	105	314	1,313	184	790	339	2,122	903	1,219	
		割合	—	43.8%	0.0%	11.4%	2.1%	19.3%	3.1%	1.1%	1.7%	5.1%	21.5%	3.0%	12.9%	5.5%	34.7%	14.8%	19.9%	
	①、②の計	延べ生徒数	22,333	6,690	9	2,264	260	2,184	425	122	204	1,222	2,679	479	1,570	630	12,561	2,454	10,107	403
		割合	—	30.0%	0.0%	10.1%	1.2%	9.8%	1.9%	0.5%	0.9%	5.5%	12.0%	2.1%	7.0%	2.8%	56.2%	11.0%	45.3%	1.8%

※ 「不登校の要因」については、「長期欠席者の状況」における「不登校」と回答した不登校児童・生徒全員につき、「①主たるもの」を1つ選択する。「②主たるもの以外にも当てはまるもの」がある場合には、一人につき2つまで選択する。

学校、家庭及び本人に係る状況に当てはまるものがない場合は、「左記に該当なし」を選択する。

※ 割合は、各区分における「総計」に対する割合を表す。

※ 調査票の「区分」については、具体的に下記のようなものが考えられる。

<p>※不登校の要因（「区分」）</p> <p>*学校に係る状況</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめ・・・・・・・・・・本調査で定義するいじめに該当するもの いじめを除く友人関係をめぐり問題・仲違い等 教職員との関係をめぐり問題・・・・・・教職員の強い叱責、注意等 学業の不振・・・・・・・・・・成績の不振、授業が分からない、試験が嫌い等 進路にかかる不安・・・・・・・・・・将来の進路希望が定まらない等 クラブ活動、部活動等への不適応・・・・・・部活動の練習に参加したくない等 学校のきまり等をめぐり問題・・・・・・制服を着たくない、給食を食べたくない、学校行事に参加したくない等 入学、転編入学、進級時の不適応・・・・・・転校したくなかった、クラス替えが自分の願う学級編成ではなかった等 	<p>*家庭に係る状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭の生活環境の急激な変化・・・・・・親の単身赴任、離婚等 親子の関わり方・・・・・・・・・・親の叱責、親の言葉・態度への反発、親の過干渉・放任等 家庭内の不和・・・・・・・・・・両親の不和、祖父母と父母の不和等 <p>*本人に係る状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活リズムの乱れ、あそび、非行・就寝起床時間が定まらず昼夜逆転になる、非行グループに入り非行行為を行う等 無気力、不安・・・・・・・・・・無気力でなんとなく登校しない。登校の意志はあるが、漠然とした不安を覚え登校しない（できない。）等 <p>*左記に該当なし・・・・・・・・・・本人や保護者と話しても上記のような傾向が見えず、学校、家庭及び本人に係る状況に当てはまるものがない</p>
--	--

(9) 相談・指導等を受けた学校内外の機関等

(表3-9)

[単位：上段(人)、下段(%)]

区分	校種 年度	小学校						中学校					
		2年度		3年度		4年度		2年度		3年度		4年度	
			*		*		*		*		*		*
学校外	①教育支援センター	759 (12.0)	467 (7.4)	925 (11.7)	619 (7.8)	1,061 (9.9)	667 (6.2)	1,893 (16.6)	1,433 (12.6)	2,244 (16.5)	1,644 (12.1)	2,109 (13.0)	1,647 (10.2)
	②教育委員会及び教育センター等 教育委員会所管の機関(①を除く)	1,007 (15.9)	600 (9.5)	1,305 (16.4)	803 (10.1)	1,584 (14.8)	1,026 (9.6)	1,319 (11.6)	1,046 (9.2)	1,497 (11.0)	1,131 (8.3)	1,881 (11.6)	1,425 (8.8)
	③児童相談所・福祉事務所	403 (6.4)	203 (3.2)	484 (6.1)	264 (3.3)	611 (5.7)	370 (3.5)	615 (5.4)	425 (3.7)	772 (5.7)	501 (3.7)	789 (4.9)	531 (3.3)
	④保健所・精神保健福祉センター	29 (0.5)	10 (0.2)	59 (0.7)	36 (0.5)	55 (0.5)	29 (0.3)	37 (0.3)	30 (0.3)	76 (0.6)	52 (0.4)	52 (0.3)	46 (0.3)
	⑤病院、診療所	979 (15.5)	512 (8.1)	1,111 (14.0)	613 (7.7)	1,427 (13.3)	748 (7.0)	1,303 (11.5)	888 (7.8)	1,684 (12.4)	1,090 (8.0)	1,991 (12.3)	1,362 (8.4)
	⑥民間団体、民間施設	303 (4.8)	201 (3.2)	386 (4.9)	264 (3.3)	596 (5.6)	416 (3.9)	515 (4.5)	419 (3.7)	641 (4.7)	502 (3.7)	728 (4.5)	609 (3.8)
	⑦上記以外の機関等	77 (1.2)	42 (0.7)	119 (1.5)	76 (1.0)	220 (2.1)	119 (1.1)	140 (1.2)	99 (0.9)	150 (1.1)	102 (0.8)	232 (1.4)	160 (1.0)
	⑧上記①～⑦の機関等での相談・指導 等を受けていない	3,398 (53.8)	1,405 (22.2)	4,288 (54.0)	1,701 (21.4)	5,952 (55.7)	2,325 (21.7)	6,429 (56.5)	4,015 (35.3)	7,673 (56.4)	4,764 (35.0)	9,539 (58.8)	5,967 (36.8)
学校内	⑨養護教諭による専門的な指導を受けた	1,577 (25.0)	676 (10.7)	1,872 (23.6)	866 (10.9)	2,388 (22.3)	1,037 (9.7)	2,387 (21.0)	1,471 (12.9)	2,533 (18.6)	1,463 (10.8)	3,136 (19.3)	1,935 (11.9)
	⑩スクールカウンセラー、相談員等による 専門的な相談を受けた	3,380 (53.5)	1,614 (25.6)	4,066 (51.2)	1,992 (25.1)	4,972 (46.5)	2,551 (23.9)	4,762 (41.9)	3,154 (27.7)	5,476 (40.3)	3,520 (25.9)	6,179 (38.1)	4,250 (26.2)
	⑪上記⑨・⑩による相談・指導等を受 けていない	2,328 (36.9)	1,192 (18.9)	2,996 (37.7)	1,503 (18.9)	4,487 (42.0)	2,092 (19.6)	5,314 (46.7)	3,675 (32.3)	6,651 (48.9)	4,596 (33.8)	8,064 (49.7)	5,415 (33.4)
⑫上記①～⑦、⑨・⑩による相 談・指導等を受けていない	1,222 (19.3)	553 (8.8)	1,510 (19.0)	621 (7.8)	2,563 (24.0)	934 (8.7)	2,897 (25.5)	1,850 (16.3)	3,590 (26.4)	2,291 (16.8)	4,800 (29.6)	3,060 (18.9)	
不登校児童・生徒数(人)		6,317		7,939		10,695		11,371		13,597		16,217	

※ 表中の()は、該当する児童・生徒の割合(該当する児童・生徒数/不登校児童・生徒数×100)を表す。

※ ①～⑦は学校外の機関で相談・指導等を受けた人数、⑨・⑩は学校内で相談・指導等を受けた人数を表す。

※ *の欄は、各回答の内数として「不登校のうち、90日以上欠席している者」を表す。

【参考】 不登校児童・生徒数の推移、不登校出現率、学校復帰率

不登校児童・生徒数の推移

(表3-10)
[単位：人]

校種	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
小学校		2,015	1,912	2,366	2,565	2,731	2,944
中学校		6,801	6,469	7,164	7,514	7,887	8,442
合計		8,816	8,381	9,530	10,079	10,618	11,386

校種	年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
小学校		3,226	4,318	5,217	6,317	7,939	10,695
中学校		8,762	9,870	10,851	11,371	13,597	16,217
合計		11,988	14,188	16,068	17,688	21,536	26,912

図10 不登校児童・生徒の出現率(不登校児童・生徒数/児童・生徒総数×100)

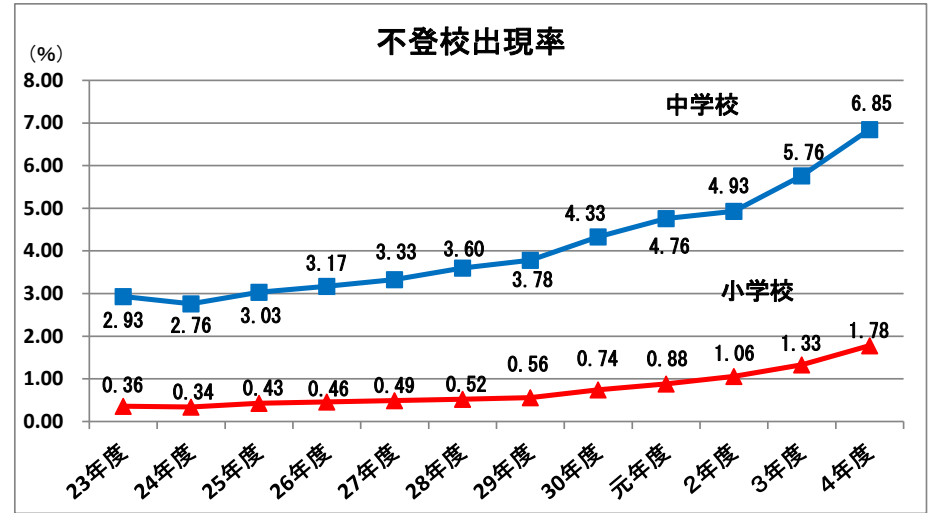


図11 不登校児童・生徒の学校復帰率

(指導の結果登校する又はできるようになった児童・生徒数/不登校児童・生徒数×100)

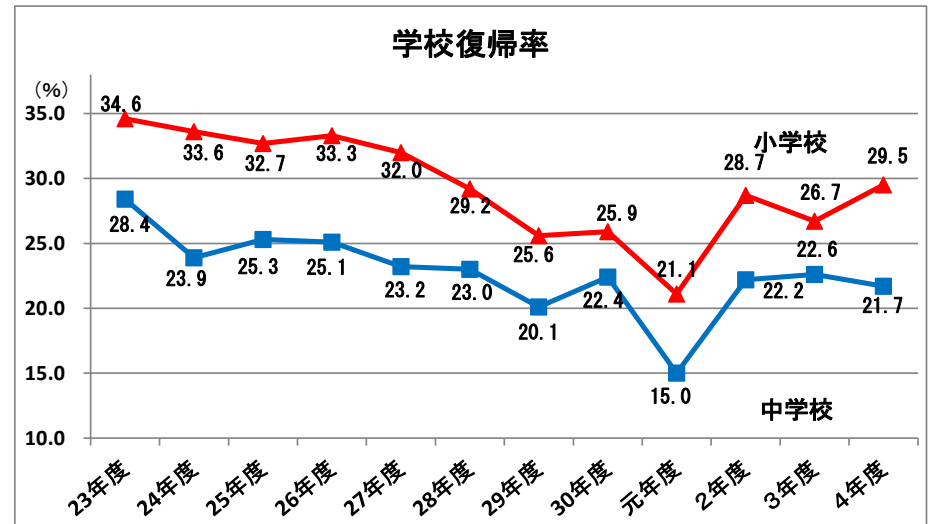
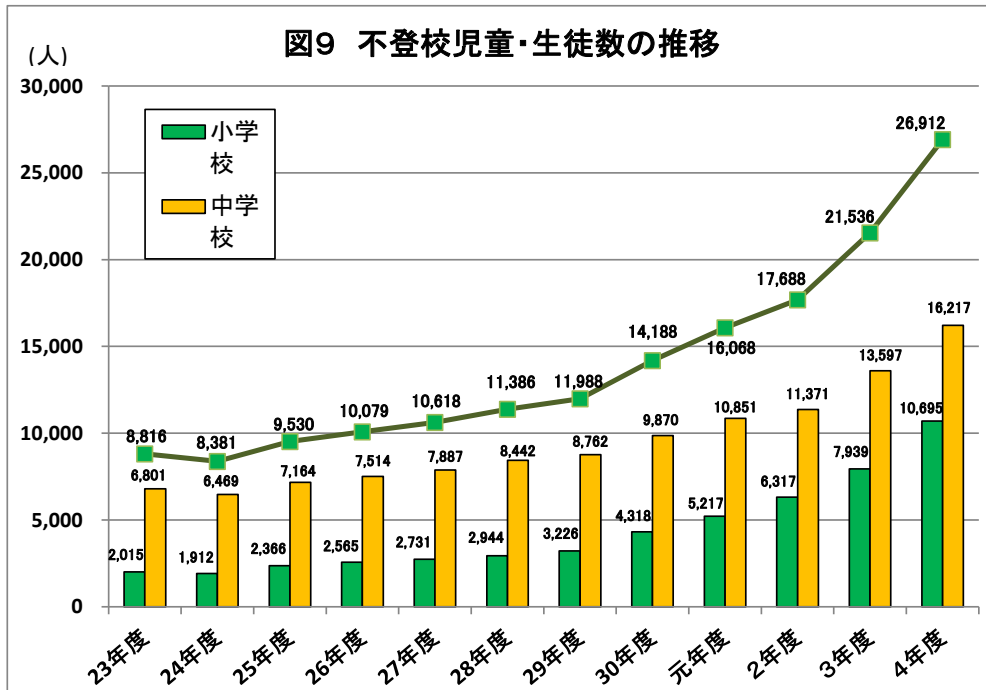


図9 不登校児童・生徒数の推移



第 3 章 高等学校における長期欠席の状況

1 調査について

この調査の「理由別長期欠席者数」とは、学校基本調査の小・中学校における「長期欠席者」に準じ、次のとおりとする。

- (1) 令和 4 年度間に 30 日以上登校しなかった(連続したものであるか否かを問わない)生徒数をそれぞれ理由別に集計したもの。
- (2) 欠席理由は次によることとする。また、欠席理由が 2 つ以上あるときは、主な理由を一つ選び記入する。

「病気」とは、本人の心身の故障等(けがを含む)により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者

「経済的理由」とは、家計が苦しく教育費が出せない、生徒が働いて家計を助けなければならぬ等の理由で長期欠席した者

「不登校」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者

「新型コロナウイルスの感染回避」とは、新型コロナウイルスの感染を回避するため、本人又は保護者の意志で出席しない者、及び医療的ケア児や基礎疾患で登校すべきでない」と校長が判断した者

「その他」とは、上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」、「新型コロナウイルスの感染回避」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者

2 調査結果の概要 文中の()は、令和 3 年度の数値である。

- (1) 都立高校全体の長期欠席者数は、6,593 人(12,353 人)で、前年度と比較すると 5,760 人の減少であった。全日制では 3,369 人(9,498 人)で 6,129 人減少、定時制では 3,224 人(2,855 人)で 369 人増加した。
- (2) 長期欠席者数の理由別内訳でみると、全日制・定時制ともに「不登校」、「病気」、「その他」、「新型コロナウイルスの感染回避」の順に多い。
- (3) 長期欠席者数の出現率を学年別にみると、全日制・定時制ともに 3 学年が最も高い。
- (4) 不登校の要因と考えられる状況をみると、「学校に係る状況」では、全日制は「学業の不振」、定時制は「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が最も多い。「家庭に係る状況」では、全日制は「家庭内の不和」、定時制は「家庭の生活環境の急激な変化」が最も多い。「本人に係る状況」では、全日制・定時制ともに「無気力・不安」が最も多い。

3 東京都教育委員会の対応

- (1) 平成 7 年度からスクールカウンセラーの配置を開始した。平成 25 年度からは全校にスクールカウンセラーを配置し、学校生活への適応、学校復帰への支援を図っている。また、平成 28 年度からは、全定併置校のそれぞれの課程にスクールカウンセラーを配置し、学校の教育相談体制を充実させている。
なお、学校の要請により指導主事や心理専門職を研修会等に派遣したり、都立学校教育相談担当者連絡会を開催したりして教育相談体制の構築・教育相談活動の充実を図るなど学校を支援するとともに、教育相談に関する教職員の資質向上を図っている。
- (2) 昼夜間定時制高校、チャレンジスクール、エンカレッジスクールなど、新しいタイプの高校を設置し、小・中学校での不登校や高校での中途退学を経験した生徒に対し、個に応じた教育課程の編成や指導体制の充実を図っている。
- (3) 「都立高校学力スタンダード」活用事業、生徒による授業評価、東京都教育研究員、東京教師道場、東京都若手教員育成研修及び全都立高校を対象とした授業公開の実施など、より一層の授業改善を推進している。
- (4) 生徒の勤労観・職業観や主体的に進路を選択する能力・態度を育むため、平成 18 年度から全都立高校でキャリア教育の全体計画を作成し、組織的な取組を推進している。
- (5) 不登校・中途退学防止対策のため、平成 28 年度から都教育委員会にユースソーシャルワーカーを含む自立支援チームを設置し、支援を要する生徒等に対するきめ細やかな相談対応等を行い、社会的・職業的自立を促進している。
- (6) 全ての定時制課程と希望する全日制課程における人間関係づくりのためのプログラムを各校に講師を派遣して実施している。
- (7) 平成 27 年度から全都立高校において、生活指導の強化などの具体的な目標を掲げた「中途退学防止改善計画書」を作成し、中途退学防止に向けた組織的な取組を推進している。
- (8) 各学校が策定した教育活動の指針となるスクール・ポリシーを明示し、学校説明会や授業公開を拡充する。
- (9) 中学校において特別支援学級等で指導・支援を受けていた生徒を対象とした将来社会人として自立するための通級による指導を実施する。
- (10) 企業や大学、NPO 等との連携による多様な参加体験型の「都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業」を拡充する。
- (11) 令和 4 年度から各学校において、これまでの生徒の見守りや相談体制に ICT の利活用を加え、支援が必要な生徒を早期に発見し、生徒自身が心身の状況について自己理解を深め、自らの健康をコントロールし改善できるようにするシステムとして「都立学校版コンディションレポート」を導入した。
- (12) 令和 5 年度から校内別室指導推進事業実施校を指定し、不登校や教室の雰囲気にも馴染めない生徒に対して校内に居場所を設置し、学習指導や相談等により登校を支援している。

4 資料

(1) 長期欠席者数の推移 [単位：人] (表4-1)

校種	2年度	3年度	4年度
全日制	3,875 (3.16)	9,498 (7.93)	3,369 (2.86)
定時制	3,041 (29.27)	2,855 (29.18)	3,224 (33.18)
計	6,916 (5.20)	12,353 (9.53)	6,593 (5.17)

※表中の()は、出現率(長期欠席者数/生徒総数×100)を表す。

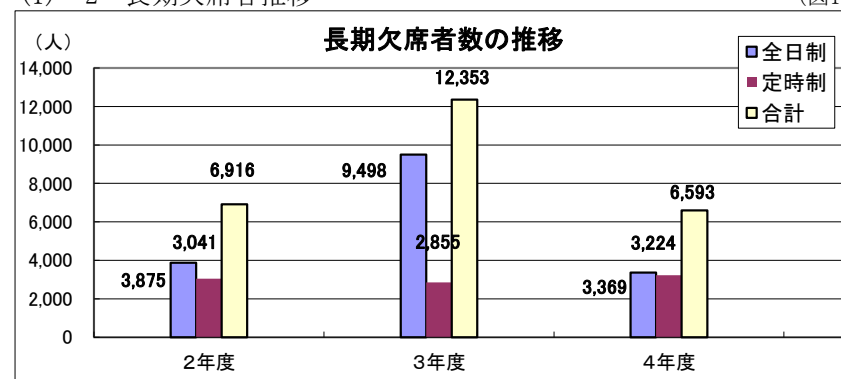
(2) 長期欠席理由別の推移 [単位：人] (表4-2)

項目	校種 年度	全日制			定時制		
		2年度	3年度	4年度	2年度	3年度	4年度
病気		537 (13.86)	771 (8.12)	989 (29.36)	367 (12.07)	492 (17.23)	360 (11.17)
経済的理由		1 (0.03)	3 (0.03)	3 (0.09)	19 (0.62)	25 (0.88)	16 (0.50)
不登校		899 (23.20)	994 (10.47)	1,412 (41.91)	1,699 (55.87)	1,799 (63.01)	2,519 (78.13)
新型コロナウイルスの感染回避		752 (19.41)	583 (6.14)	263 (7.81)	460 (15.13)	224 (7.85)	71 (2.20)
その他		1,686 (43.51)	7,147 (75.25)	702 (20.84)	496 (16.31)	315 (11.03)	258 (8.00)
計		3,875 (100)	9,498 (100)	3,369 (100)	3,041 (100)	2,855 (100)	3,224 (100)

※表中の()は、長期欠席者数にしめる割合(該当者数/長期欠席者数×100)を表す。

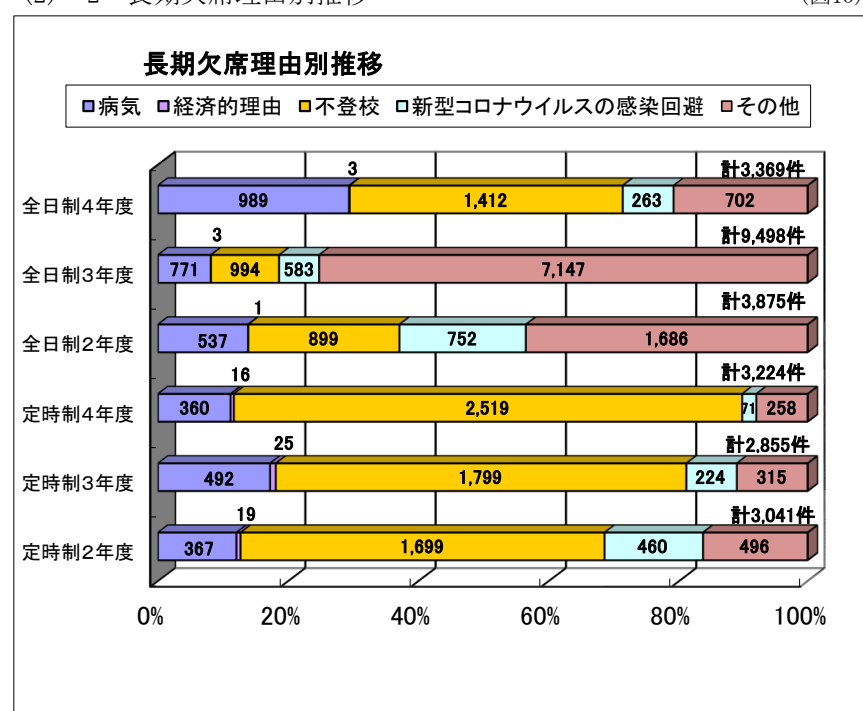
(1)-2 長期欠席者推移

(図12)



(2)-2 長期欠席理由別推移

(図13)



(3) 学年別長期欠席理由

[単位：人] (表4-3)

校種	理由 学年	病気	経済的理由	不登校						新型コロナウイルスの 感染回避	その他	合計
				中退	原級 留置	うち、 90日以上 欠席してい る者	うち、 出席日数が 10日以下の 者	うち、 出席日数が 0日の者				
全 日 制	1年	181 (0.52)	1 (0.00)	505 (1.45)	154	46	101	14	1	82 (0.23)	174 (0.50)	943 (2.70)
	2年	297 (0.89)	0 (0.00)	407 (1.22)	51	29	46	14	4	81 (0.24)	162 (0.48)	947 (2.83)
	3年	356 (1.05)	1 (0.00)	343 (1.01)	21	4	22	2	0	80 (0.24)	267 (0.79)	1,047 (3.08)
	単位制	155 (1.00)	1 (0.01)	157 (1.01)	20	3	33	2	1	20 (0.13)	99 (0.64)	432 (2.78)
	計	989 (0.84)	3 (0.00)	1,412 (1.20)	246	82	202	32	6	263 (0.22)	702 (0.60)	3,369 (2.86)
定 時 制	1年	25 (5.95)	1 (0.24)	60 (14.29)	21	11	13	3	2	1 (0.24)	7 (1.67)	94 (22.38)
	2年	25 (5.00)	1 (0.20)	76 (15.20)	22	8	16	1	1	7 (1.40)	7 (1.40)	116 (23.20)
	3年	36 (6.56)	2 (0.36)	103 (18.76)	21	5	10	1	1	9 (1.64)	10 (1.82)	160 (29.14)
	4年	40 (7.10)	1 (0.18)	46 (8.17)	6	2	2	0	0	9 (1.60)	8 (1.42)	104 (18.47)
	単位制	234 (3.04)	11 (0.14)	2,234 (29.07)	278	6	753	236	48	45 (0.59)	226 (2.94)	2,750 (35.78)
	計	360 (3.70)	16 (0.16)	2,519 (25.92)	348	32	794	241	52	71 (0.73)	258 (2.65)	3,224 (33.18)
合計		1,349 (1.06)	19 (0.01)	3,931 (3.08)	594	114	996	273	58	334 (0.26)	960 (0.75)	6,593 (5.17)

※表中の () は、出現率 (生徒数/学年生徒総数(4年4月1日現在) ×100) を表す。

(4)－1 不登校生徒数の推移

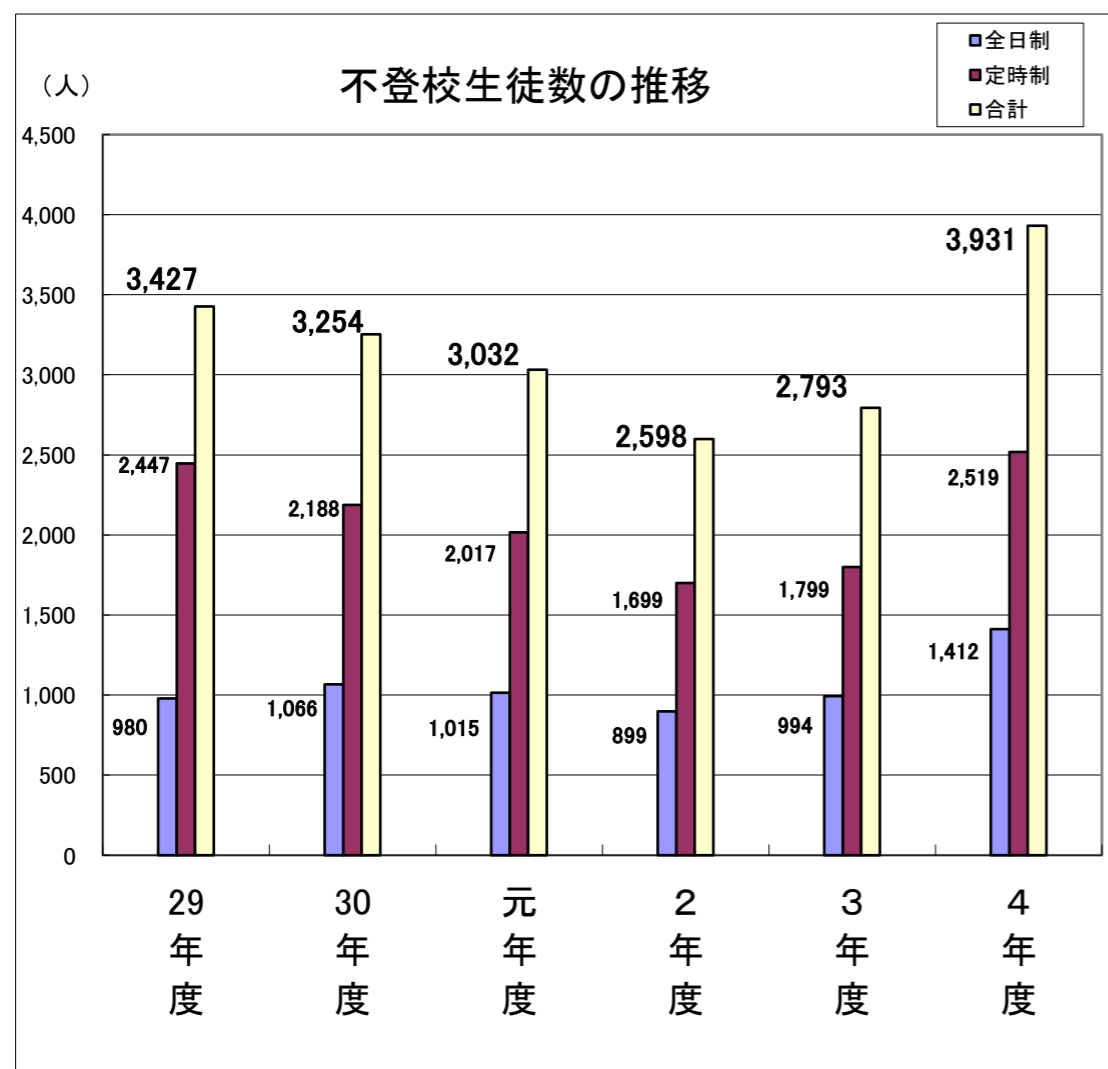
[単位：人](表4－4)

校 種	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
全日制	980 (0.77)	1,066 (0.84)	1,015 (0.81)	899 (0.73)	994 (0.83)	1,412 (1.20)
定時制	2,447 (19.82)	2,188 (19.02)	2,017 (18.46)	1,699 (16.35)	1,799 (18.39)	2,519 (25.92)
計	3,427	3,254	3,032	2,598	2,793	3,931

※表中の () は、出現率(不登校生徒数/生徒総数×100)を表す。

(4)－2 不登校生徒数の推移

(図14)



(5) 不登校の要因

(表 4 - 5)

校種	区分	学校に係る状況							家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし	
		いじめ	友人関係を除く問題	教員との関係	学業の不振	進路に係る不安	部活動等への不参加	クラブ活動、課題等のきまり	入学、進級、転編の不適応	家庭の急激な生活変	親子の関わり	家庭内の不和	乱れ、あそび、非行		無気力、不安
全日制	①主たるもの	0	80	4	130	25	5	9	91	18	30	31	333	501	155
	②主たるもの以外にも当てはまるもの	0	10	5	36	33	3	4	24	8	14	10	46	64	-
定時制	①主たるもの	0	126	0	40	18	0	13	103	75	49	41	582	1,281	191
	②主たるもの以外にも当てはまるもの	0	130	4	47	31	0	2	46	23	25	22	107	104	-

※ この「不登校の要因」に関する調査は、平成27年度から行われている。

※ 「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した生徒全員につき、主たる要因を1つ選択。主たるもの以外で当てはまるものがある場合には、一人につき2つ選択。

第 章 高等学校における中途退学者数等の状況

1 調査について

この調査は、平成 17 年度が初年度であるが、東京都教育委員会が公立学校統計調査として、昭和 53 年度から実施している。

調査内容は、令和 4 年 4 月 1 日現在の都立高等学校に在籍する生徒を対象に、令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月までの 1 年間の退学者・原級留置者の状況を取りまとめたものである。

「退学者」とは、令和 4 年度の途中に校長の許可を受け、又は懲戒処分を受けて退学した者等をいい、転学者及び学校教育法施行規則の規程（いわゆる飛び入学）により大学へ進学した者は含まない。また、退学者一人につき複数の理由がある場合には、主たる理由を一つ選択している。

2 調査結果の概要 文中の（ ）は、令和 3 年度の数値である。

(1) 全日制課程

ア 令和 4 年度における 1 年間の退学者数は、1,084 人(907 人)であった。これは 1 校当たり平均退学者数 6.1 人(5.1 人)、対生徒比率(退学率)は 0.9%(0.8%)であり、前年度と比較すると、退学者数は 177 人の増加、1 校当たり平均退学者数が 1.0 人の増加、対生徒比率(退学率)は、0.1 ポイント増加した。

イ 学年制全体の退学率は 1.0%(0.8%)で、0.2 ポイント増加した。

学年別の退学者数は、1 学年 570 人(439 人)退学率 1.6%(1.3%)、2 学年 337 人(293 人)退学率 1.0%(0.8%)、3 学年 90 人(83 人)退学率 0.3%(0.2%)であった。1 学年で 0.3 ポイント増加、2 学年で 0.2 ポイント増加、3 学年で 0.1 ポイント増加であった。

また、学年が進行するにつれて、退学者数・退学率ともに低くなっている。

単位制の退学者数は、87 人(92 人)退学率 0.6%(0.6%)で、前年度と比較すると、同率であった。

ウ 学科別の退学者数は、普通科は 620 人(561 人)退学率 0.7%(0.6%)、専門学科は 418 人(301 人)退学率 2.3%(1.6%)、総合学科は 46 人(45 人)退学率 0.7%(0.7%)となっており、前年度と比較すると、それぞれ 0.1 ポイント増加、0.7 ポイント増加、同率であった。

エ 退学理由としては、第 1 位が「学校生活・学業不適応」で 536 人(310 人)対退学者比率 49.4%(34.2%)、第 2 位が「進路変更」で 281 人(342 人)対退学者比率 25.9%(37.7%)、第 3 位が「学業不振」で 170 人(169 人)対退学者比率 15.7%(18.6%)となっている。

(2) 定時制課程

ア 令和 4 年度における 1 年間の退学者数は 697 人(555 人)であった。これは 1 校当たり平均退学者数 13.2 人(10.3 人)、退学率は 7.2%(5.7%)であり、前年度と比べると、退学者数は 142 人の増加、1 校当たり平均退学者数は 2.9 人増加、退学率は 1.5 ポイント増加であった。

イ 学年制全体の退学率は 8.1%(6.6%)で、前年度と比較すると、1.5 ポイント増加であった。

学年別の退学者数は、1 学年 62 人(68 人)退学率 14.8%(13.2%)、2 学年 45 人(38 人)退学率 9.0%(6.6%)、3 学年 41 人(44 人)退学率 7.5%(6.8%)、4 学年 16 人(5 人)退学率 2.8%(0.8%)となっており、前年度と比較すると、それぞれ 1.6 ポイント増加、2.4 ポイント増加、0.7 ポイント増加、2.0 ポイント増加であった。

単位制の退学者数は、533 人(400 人)退学率 6.9%(5.4%)で、前年度と比較すると、1.5 ポイント増加であった。

ウ 退学の理由としては、第 1 位が「学校生活・学業不適応」で 318 人(203 人)対退学者比率 45.6%(36.6%)、第 2 位が「進路変更」で 245 人(241 人)対退学者比率 35.2%(43.4%)、第 3 位が「学業不振」で 53 人(69 人)対退学者比率 7.6%(12.4%)となっている。

(3) 通信制課程

ア 令和 4 年度における 1 年間の退学者数は 240 人、退学率は 15.3%であった。

イ 退学の理由としては、第 1 位が「学校生活・学業不適応」で 107 人対退学者比率 44.6%、第 2 位が「進路変更」で 77 人対退学者比率 32.1%、第 3 位が「その他」で 34 人対退学者比率 14.2%となっている。

(4) 原級留置者数

令和 5 年 3 月 31 日現在、原級留置となった生徒数は、全日制で 254 人(165 人)対生徒比率 0.2%(0.2%)であり、前年度と比較すると、89 人増加し、対生徒比率は同率であった。

定時制は 56 人(44 人)対生徒比率 2.8%(1.9%)であり、前年度と比較すると、12 人増加、対生徒比率は 0.9 ポイント増加した。

3 東京都教育委員会の対応

第 章の 3 の事項に加え、次のような対応を行っている。

- (1) 学業不振の生徒に対する個別相談・補充指導の実施
- (2) 中途退学防止のための少人数指導の実施
- (3) 体験的な学習や課題解決的な学習重視の指導
- (4) 進級・卒業規定の見直し・弾力化
- (5) 身に付けさせる規律・規範の明示
- (6) 中途退学防止改善計画書の作成指導
- (7) 中学生の体験入学や授業公開の実施
- (8) 青少年リスタートプレイスの実施
- (9) スクールカウンセラーの全校全課程配置
- (10) 全日制課程及び定時制課程における人間関係づくりプログラムの実施

4 資料

令和4年度都立高等学校中途退学者の状況 (表5-1)

1 全日制

		普通科	専門学科	総合学科	合計
学年制	1学年	生徒数	29,089	5,830	34,919
		退学者数	324	246	570
		退学率(%)	1.1	4.2	1.6
	2学年	生徒数	27,834	5,585	33,419
		退学者数	216	121	337
		退学率(%)	0.8	2.2	1.0
	3学年	生徒数	28,282	5,726	34,008
		退学者数	59	31	90
		退学率(%)	0.2	0.5	0.3
	計	生徒数	85,205	17,141	102,346
		退学者数	599	398	997
		退学率(%)	0.7	2.3	1.0
単位制	生徒数	7,753	1,026	6,779	15,558
	退学者数	21	20	46	87
	退学率(%)	0.3	1.9	0.7	0.6
合計	生徒数	92,958	18,167	6,779	117,904
	退学者数	620	418	46	1,084
	退学率(%)	0.7	2.3	0.7	0.9

※生徒数：令和4年4月1日現在

2 定時制

		生徒数	退学者数	退学率(%)	
学年制	1学年	生徒数	420	62	14.8
		退学者数	62		
		退学率(%)	14.8		
	2学年	生徒数	500	45	9.0
		退学者数	45		
		退学率(%)	9.0		
	3学年	生徒数	549	41	7.5
		退学者数	41		
		退学率(%)	7.5		
	4学年	生徒数	563	16	2.8
		退学者数	16		
		退学率(%)	2.8		
計	生徒数	2,032	164	8.1	
	退学者数	164			
	退学率(%)	8.1			
単位制	生徒数	7,686	533	6.9	
	退学者数	533			
	退学率(%)	6.9			
合計	生徒数	9,718	697	7.2	
	退学者数	697			
	退学率(%)	7.2			

3 通信制

		生徒数	退学者数	退学率(%)
単位制	生徒数	1,570	240	15.3
	退学者数	240		
	退学率(%)	15.3		
合計	生徒数	1,570	240	15.3
	退学者数	240		
	退学率(%)	15.3		

※令和4年度から通信制課程を公表

◎「学科の説明」

普通科：普通教育を主とする学科
 専門学科：専門教育（商業・工業・農業・家庭・福祉・情報・その他）を主とする学科
 総合学科：普通教育及び専門教育を選択履修して総合的に学習する学科

◎「単位制の高等学校（令和4年度）」

[全日制・単位制] (23校)
 つばさ総合(総合学科)、六郷工科(専門学科)、美原(普通科)、新宿(普通科)、
 世田谷総合(総合学科)、芦花(普通科)、杉並総合(総合学科)、大泉桜(普通科)、飛鳥(普通科)、
 板橋有徳(普通科)、忍岡(普通科・専門学科)、晴海総合(総合学科)、墨田川(普通科)、
 葛飾総合(総合学科)、翔陽(普通科)、青梅総合(総合学科)、上水(普通科)、王子総合(総合学科)、
 国分寺(普通科)、東久留米総合(総合学科)、若葉総合(総合学科)、町田総合(総合学科)、総合芸術(専門学科)
 [定時制・単位制] (17校)
 一橋(普通科)、六本木(総合学科)、六郷工科(普通科・専門学科)、世田谷泉(総合学科)、
 新宿山吹(普通科・専門学科)、荻窪(普通科)、稔ヶ丘(総合学科)、桐ヶ丘(総合学科)、
 飛鳥(普通科)、板橋有徳(普通科)、浅草(普通科)、小台橋(総合学科)、大江戸(総合学科)、
 八王子拓真(普通科)、砂川(普通科)、青梅総合(総合学科)、東久留米総合(総合学科)、
 [通信制・単位制] (3校)
 一橋(普通科)、新宿山吹(普通科)、砂川(普通科)

都立高等学校中途退学者の推移(過去5年間) (表5-2)

1 全日制

区 分		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	対前年度増△減 (4年度-3年度)	単位
普通科	生徒数 a ₁	98,727	97,650	96,030	94,094	92,958	△ 1,136	人
	退学者数 b ₁	751	785	569	561	620	59	人
	退学率(%) b ₁ /a ₁ × 100	0.8	0.8	0.6	0.6	0.7	0.1	%
専門学科	生徒数 a ₂	21,205	20,486	19,548	18,872	18,167	△ 705	人
	退学者数 b ₂	506	447	316	301	418	117	人
	退学率(%) b ₂ /a ₂ × 100	2.4	2.2	1.6	1.6	2.3	0.7	%
総合学科	生徒数 a ₃	7,141	7,105	7,015	6,829	6,779	△ 50	人
	退学者数 b ₃	32	46	39	45	46	1	人
	退学率(%) b ₃ /a ₃ × 100	0.4	0.6	0.6	0.7	0.7	0.0	%
計	生徒数 a ₁ +a ₂ +a ₃ = A	127,073	125,241	122,593	119,795	117,904	△ 1,891	人
	退学者数 b ₁ +b ₂ +b ₃ = B	1,289	1,278	924	907	1,084	177	人
	退学率(%) B/A × 100	1.0	1.0	0.8	0.8	0.9	0.1	%
調査対象学校数 (校) C	179	179	178	178	178	0	校	
1校当たり平均退学者数 (人) B/C	7.2	7.1	5.2	5.1	6.1	1.0	人	

※生徒数：各年4月1日現在

2 定時制

区 分		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	対前年度増△減 (4年度-3年度)	単位
生徒数 D	11,512	10,924	10,389	9,784	9,718	△ 66	人	
退学者数 E	997	887	581	555	697	142	人	
退学率(%) E/D × 100	8.7	8.1	5.6	5.7	7.2	1.5	%	
調査対象学校数 (校) F	55	55	55	54	53	△ 1	校	
1校当たり平均退学者数 (人) E/F	18.1	16.1	10.6	10.3	13.2	2.9	人	

※生徒数：各年4月1日現在

3 通信制

区 分		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	対前年度増△減 (4年度-3年度)	単位
生徒数 D	-	-	-	-	1,570	-	-	人
退学者数 E	-	-	-	-	240	-	-	人
退学率(%) E/D × 100	-	-	-	-	15.3	-	-	%
調査対象学校数 (校) F	-	-	-	-	3	-	-	校
1校当たり平均退学者数 (人) E/F	-	-	-	-	80.0	-	-	人

※生徒数：各年4月1日現在

令和4年度都立高等学校中途退学者の理由別・学年別内訳（表5-3）

1 全日制

理由	普通科										専門学科										総合学科	合計																
	学年制					単位制					学年制					単位制					単位制	学年制					単位制											
	1学年	2学年	3学年	計	計	1学年	2学年	3学年	計	計	1学年	2学年	3学年	計	計	単位制	1学年	2学年	3学年	計	計	1学年	2学年	3学年	計	計												
学業不振	41	23	3	67	1	68	52	35	3	90	4	94	8	93	58	6	157	13	170	12.7	10.6	5.1	11.2	4.8	11.0	21.1	28.9	9.7	22.6	20.0	22.5	17.4	16.3	17.2	6.7	15.7	14.9	15.7
学校生活・学業不適応	214	117	28	359	5	364	109	28	17	154	4	158	14	323	145	45	513	23	536	66.0	54.2	47.5	59.9	23.8	58.7	44.3	23.1	54.8	38.7	20.0	37.8	30.4	56.7	43.0	50.0	51.5	26.4	49.4
進路変更	45	55	22	122	7	129	68	51	11	130	8	138	14	113	106	33	252	29	281	13.9	25.5	37.3	20.4	33.3	20.8	27.6	42.1	35.5	32.7	40.0	33.0	30.4	19.8	31.5	36.7	25.3	33.3	25.9
病気・けが・死亡	10	9	4	23	5	28	2	3	0	5	2	7	9	12	12	4	28	16	44	3.1	4.2	6.8	3.8	23.8	4.5	0.8	2.5	0.0	1.3	10.0	1.7	19.6	2.1	3.6	4.4	2.8	18.4	4.1
経済的理由	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	0.3	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0	0.1	0.0	0.1	
家庭の事情	7	8	1	16	2	18	4	1	0	5	2	7	1	11	9	1	21	5	26	2.2	3.7	1.7	2.7	9.5	2.9	1.6	0.8	0.0	1.3	10.0	1.7	2.2	1.9	2.7	1.1	2.1	5.7	2.4
問題行動等	2	2	0	4	0	4	7	1	0	8	0	8	0	9	3	0	12	0	12	0.6	0.9	0.0	0.7	0.0	0.6	2.8	0.8	0.0	2.0	0.0	1.9	0.0	1.6	0.9	0.0	1.2	0.0	1.1
その他	5	2	1	8	1	9	3	2	0	5	0	5	0	8	4	1	13	1	14	1.5	0.9	1.7	1.3	4.8	1.5	1.2	1.7	0.0	1.3	0.0	1.2	0.0	1.4	1.2	1.1	1.3	1.1	1.3
退学者計	324	216	59	599	21	620	246	121	31	398	20	418	46	570	337	90	997	87	1,084	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
生徒数	29,089	27,834	28,282	85,205	7,753	92,958	5,830	5,585	5,726	17,141	1,026	18,167	6,779	34,919	33,419	34,008	102,346	15,558	117,904	1.1	0.8	0.2	0.7	0.3	0.7	4.2	2.2	0.5	2.3	1.9	2.3	0.7	1.6	1.0	0.3	1.0	0.6	0.9

※ 生徒数：令和4年4月1日現在

2 定時制

理由	学年制					単位制		計
	1学年	2学年	3学年	4学年	計	単位制	計	
学業不振	1	6	1	0	8	45	53	
学校生活・学業不適応	28	20	11	6	65	253	318	
進路変更	18	14	22	4	58	187	245	
病気・けが・死亡	6	3	2	2	13	13	26	
経済的理由	0	0	1	1	2	2	4	
家庭の事情	6	2	2	3	13	13	26	
問題行動等	1	0	0	0	1	4	5	
その他	2	0	2	0	4	16	20	
退学者計	62	45	41	16	164	533	697	
生徒数	420	500	549	563	2,032	7,686	9,718	

◎「理由の説明」

- 学業不振： 高校入学後、本人の努力不足や基礎的学力の不足等が原因で学業成績が振るわないため退学した者
- 学校生活・学業不適応： 当該学校、高校生活又は授業に対する熱意、興味、関心、適応等の不足や喪失を原因として退学した者
- 進路変更： 在籍する高校以外の進路を積極的に希望し、退学した者
- 病気・けが・死亡： 病気がち等の理由のため、欠席日数が多くなって退学した者や、病気や交通事故等によるけが、死亡により退学した者
- 経済的理由： 保護者の事情等により、家計が困難になり退学した者
- 家庭の事情： 家庭状況の変化によるもので経済的理由以外のもの、例えば、保護者の事情のために退学した者
- 問題行動等： 不良行為、触法行為等により懲戒処分を受け、それを契機にして退学に至った者
- その他： 理由が不明なもの、理由が複合していて分別不可能なもの

3 通信制

理由	学年制		単位制	計
	1学年	2学年		
学業不振	21	21	21	21
学校生活・学業不適応	107	107	107	107
進路変更	77	77	77	77
病気・けが・死亡	1	1	1	1
経済的理由	0	0	0	0
家庭の事情	0	0	0	0
問題行動等	0	0	0	0
その他	34	34	34	34
退学者計	240	240	240	240
生徒数	1,570	1,570	1,570	1,570

都立高等学校中途退学者の理由別・年度別内訳（過去5年間）（表5-4）

1 全日制

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		
	退学者数	構成比(%)	退学者数	構成比(%)	退学者数	構成比(%)	退学者数	構成比(%)	退学者数	構成比(%)	
普通科	学業不振	172	22.9	145	18.5	91	16.0	84	15.0	68	11.0
	学校生活・学業不適応	289	38.5	355	45.2	209	36.7	204	36.4	364	58.7
	進路変更	199	26.5	172	21.9	218	38.3	213	38.0	129	20.8
	病気・けが・死亡	27	3.6	38	4.8	27	4.7	22	3.9	28	4.5
	経済的理由	1	0.1	1	0.1	0	0.0	1	0.2	0	0.0
	家庭の事情	21	2.8	32	4.1	11	1.9	14	2.5	18	2.9
	問題行動等	20	2.7	27	3.4	5	0.9	13	2.3	4	0.6
	その他	22	2.9	15	1.9	8	1.4	10	1.8	9	1.5
	退学者計	751	100.0	785	100.0	569	100.0	561	100.0	620	100.0
	生徒数	98,727		97,650		96,030		94,094		92,958	
退学率	0.8%		0.8%		0.6%		0.6%		0.7%		
専門学科	学業不振	237	46.8	153	34.2	97	30.7	68	22.6	94	22.5
	学校生活・学業不適応	90	17.8	140	31.3	89	28.2	92	30.6	158	37.8
	進路変更	143	28.3	127	28.4	100	31.6	117	38.9	138	33.0
	病気・けが・死亡	11	2.2	10	2.2	9	2.8	3	1.0	7	1.7
	経済的理由	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.2
	家庭の事情	12	2.4	10	2.2	10	3.2	14	4.7	7	1.7
	問題行動等	5	1.0	6	1.3	7	2.2	3	1.0	8	1.9
	その他	8	1.6	1	0.2	4	1.3	4	1.3	5	1.2
	退学者計	506	100.0	447	100.0	316	100.0	301	100.0	418	100.0
	生徒数	21,205		20,486		19,548		18,872		18,167	
退学率	2.4%		2.2%		1.6%		1.6%		2.3%		
総合学科	学業不振	3	9.4	0	0.0	0	0.0	17	37.8	8	17.4
	学校生活・学業不適応	10	31.3	11	23.9	17	43.6	14	31.1	14	30.4
	進路変更	7	21.9	25	54.3	18	46.2	12	26.7	14	30.4
	病気・けが・死亡	2	6.3	3	6.5	3	7.7	2	4.4	9	19.6
	経済的理由	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	家庭の事情	5	15.6	3	6.5	1	2.6	0	0.0	1	2.2
	問題行動等	1	3.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	その他	4	12.5	4	8.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	退学者計	32	100.0	46	100.0	39	100.0	45	100.0	46	100.0
	生徒数	7,141		7,105		7,015		6,829		6,779	
退学率	0.4%		0.6%		0.6%		0.7%		0.7%		
合計	学業不振	412	32.0	298	23.3	188	20.3	169	18.6	170	15.7
	学校生活・学業不適応	389	30.2	506	39.6	315	34.1	310	34.2	536	49.4
	進路変更	349	27.1	324	25.4	336	36.4	342	37.7	281	25.9
	病気・けが・死亡	40	3.1	51	4.0	39	4.2	27	3.0	44	4.1
	経済的理由	1	0.1	1	0.1	0	0.0	1	0.1	1	0.1
	家庭の事情	38	2.9	45	3.5	22	2.4	28	3.1	26	2.4
	問題行動等	26	2.0	33	2.6	12	1.3	16	1.8	12	1.1
	その他	34	2.6	20	1.6	12	1.3	14	1.5	14	1.3
	退学者計	1,289	100.0	1,278	100.0	924	100.0	907	100.0	1,084	100.0
	生徒数	127,073		125,241		122,593		119,795		117,904	
退学率	1.0%		1.0%		0.8%		0.8%		0.9%		

2 定時制

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	退学者数	構成比(%)	退学者数	構成比(%)	退学者数	構成比(%)	退学者数	構成比(%)	退学者数	構成比(%)
学業不振	72	7.2	78	8.8	42	7.2	69	12.4	53	7.6
学校生活・学業不適応	441	44.2	363	40.9	232	39.9	203	36.6	318	45.6
進路変更	328	32.9	281	31.7	214	36.8	241	43.4	245	35.2
病気・けが・死亡	24	2.4	39	4.4	25	4.3	9	1.6	26	3.7
経済的理由	15	1.5	0	0.0	4	0.7	1	0.2	4	0.6
家庭の事情	38	3.8	39	4.4	29	5.0	11	2.0	26	3.7
問題行動等	18	1.8	14	1.6	13	2.2	7	1.3	5	0.7
その他	61	6.1	73	8.2	22	3.8	14	2.5	20	2.9
退学者計	997	100.0	887	100.0	581	100.0	555	100.0	697	100.0
生徒数	11,512		10,942		10,389		9,784		9,718	
退学率	8.7%		8.1%		5.6%		5.7%		7.2%	

3 通信制

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	退学者数	構成比(%)	退学者数	構成比(%)	退学者数	構成比(%)	退学者数	構成比(%)	退学者数	構成比(%)
学業不振	-	-	-	-	-	-	-	-	21	8.8
学校生活・学業不適応	-	-	-	-	-	-	-	-	107	44.6
進路変更	-	-	-	-	-	-	-	-	77	32.1
病気・けが・死亡	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0.4
経済的理由	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0.0
家庭の事情	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0.0
問題行動等	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0.0
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	34	1

図15

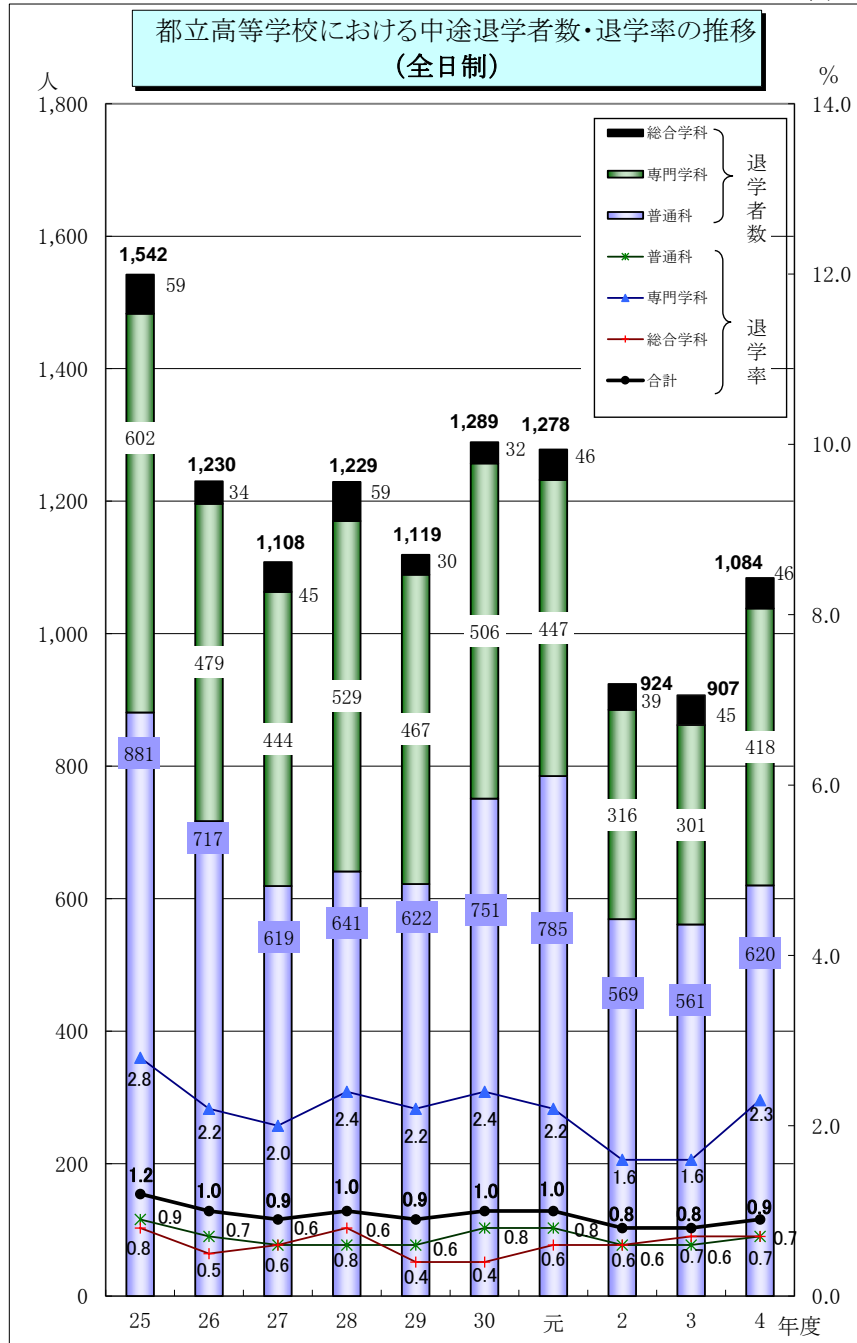
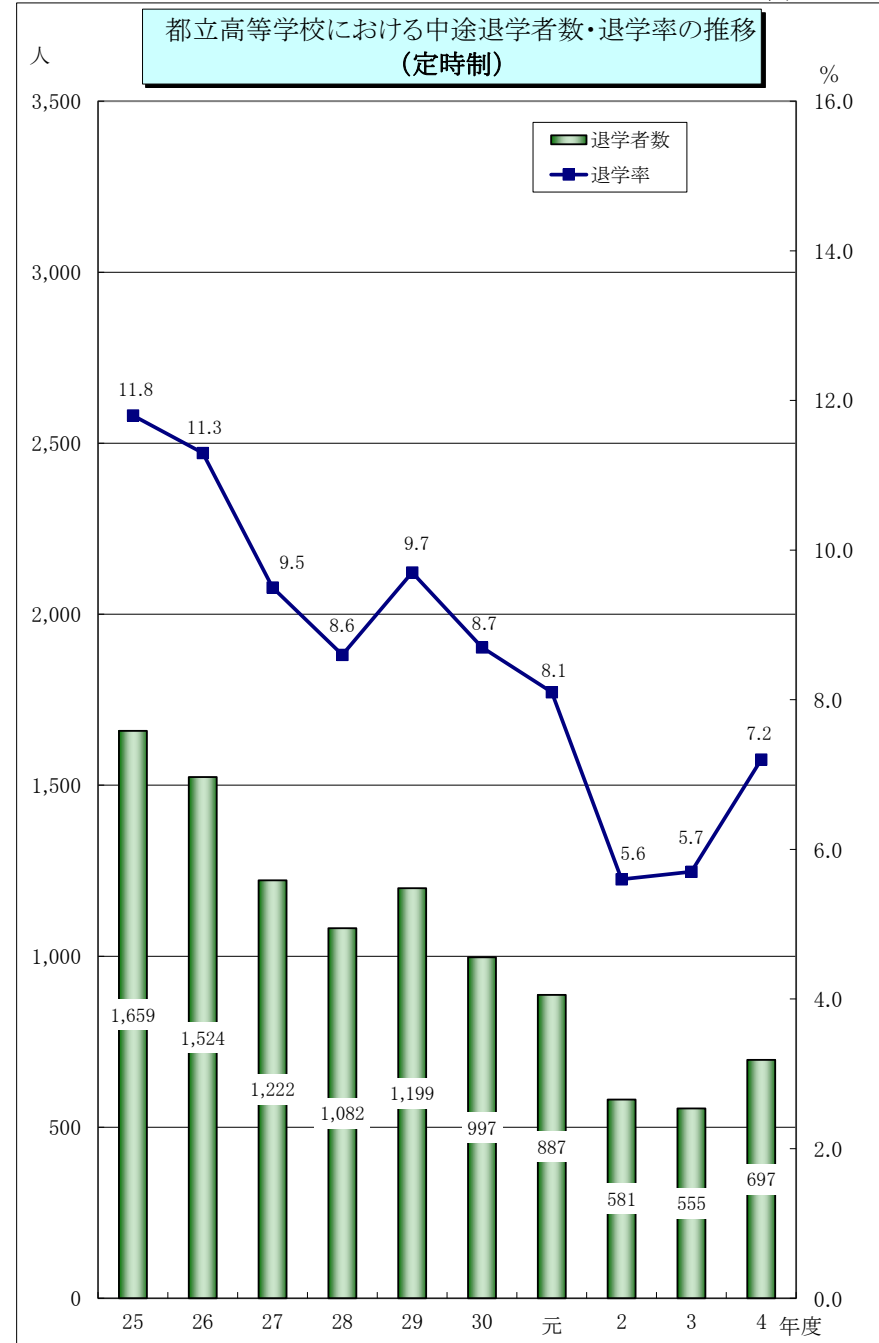


図16



令和4年度都立高等学校原級留置者の状況（表5-5）

1 全日制

区分		普通科	専門学科	合計
1学年	生徒数	29,089	5,830	34,919
	原級留置者	116	22	138
	率(%)	0.4	0.4	0.4
2学年	生徒数	27,834	5,585	33,419
	原級留置者	85	15	100
	率(%)	0.3	0.3	0.3
3学年	生徒数	28,282	5,726	34,008
	原級留置者	13	3	16
	率(%)	0.0	0.1	0.0
計	生徒数	85,205	17,141	102,346
	原級留置者	214	40	254
	率(%)	0.3	0.2	0.2

2 定時制

1学年	生徒数	420
	原級留置者	20
	率(%)	4.8
2学年	生徒数	500
	原級留置者	21
	率(%)	4.2
3学年	生徒数	549
	原級留置者	9
	率(%)	1.6
4学年	生徒数	563
	原級留置者	6
	率(%)	1.1
計	生徒数	2,032
	原級留置者	56
	率(%)	2.8

※ 単位制の高校を除く

※ 生徒数:令和4年4月1日現在

都立高等学校原級留置者の推移(過去5年間)（表5-6）

1 全日制

年度	普通科			専門学科			合計		
	生徒数	原級留置者	率(%)	生徒数	原級留置者	率(%)	生徒数	原級留置者	率(%)
30年度	90,401	232	0.3	19,973	49	0.2	110,374	281	0.3
元年度	89,317	146	0.2	19,345	40	0.2	108,662	186	0.2
2年度	87,816	117	0.1	18,434	34	0.2	106,250	151	0.1
3年度	86,191	127	0.1	17,793	38	0.2	103,984	165	0.2
4年度	85,205	214	0.3	17,141	40	0.2	102,346	254	0.2

2 定時制

年度	生徒数	原級留置者	率(%)
30年度	3,827	157	4.1
元年度	3,299	64	1.9
2年度	2,789	48	1.7
3年度	2,339	44	1.9
4年度	2,032	56	2.8

第Ⅵ章 小学校・中学校・高等学校における自殺の状況

1 資料

(1) 自殺に係る調査を実施した件数

校種	人数
小学校	1
中学校	12
高等学校	19

第Ⅶ章 出席停止の措置の状況

1 資料

(1) 出席停止の措置が採られた小中学校数

区分	学校数
小学校	0
中学校	1